

第3章 高齢者施策の方向性

1 基本理念

互いに支え合い、自分らしくいきいきと暮らせるまち

<基本的な考え方>

団塊の世代（1947 年～1949 年生まれ）のすべてが 75 歳以上となる令和 7（2025）年、本区の高齢化率は国や東京都よりも低いと推計されるものの、高齢者人口の増加が続いていると見込まれます。また、国の高齢者人口は、いわゆる団塊ジュニア世代（1971 年～1974 年生まれ）が 65 歳以上となる令和 22（2040）年頃にピークを迎えると推計されています。本区においては、令和 2（2020）年現在、最も人口の多い 30～40 歳代が将来的に壮年期から高齢期に順次移行していくことにより、高齢者人口の増加がさらに進んでいくため、今後も要介護・要支援認定者が増加し、医療・介護需要はより一層高まると考えられます。そこで、団塊ジュニア世代を含む **本区人口の 4 割を占める** 30～40 歳代の人口が最も多いという本区の特徴を踏まえ、2025 年に向けて、さらにはその先の 2040 年も見据えて、早いうちからの健康づくり、就労を含む社会参加¹ などにより高齢者の生活の質を維持し、健康寿命を延伸する取組が重要となります。

第 7 期計画では、令和 7（2025）年の高齢者を取り巻く状況を想定し、“互いに支え合い、自分らしくいきいきと暮らせるまち”を基本理念として、「介護予防」・「生活支援」・「医療」・「介護」・「住まい」の 5 つの分野ごとに基本目標を掲げ、施策を実施しました。各分野における施策の事業目標は概ね達成されていますが、今後さらに多様化すると考えられるニーズ等を踏まえると、地域住民・団体・企業などのさまざまな主体のより一層の参画をもって、高齢者施策を進めることが課題となっています。

また、国においては、高齢化の急速な進展と認知症高齢者の増加が見込まれる中、「認知症施策推進大綱」を令和元年 6 月に取りまとめ、令和 2 年 6 月介護保険法等改正では認知症施策の地域社会における総合的な推進を地方公共団体の役割としました。

さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の際には、多くの高齢者が長期の外出自粛を余儀なくされ、健康づくりへの取組が難しくなり、生活の不活発などによる大きな影響を受けました。今後は、感染拡大防止を踏まえた生活に対処できるような新たな視点で施策を展開していく必要があります。

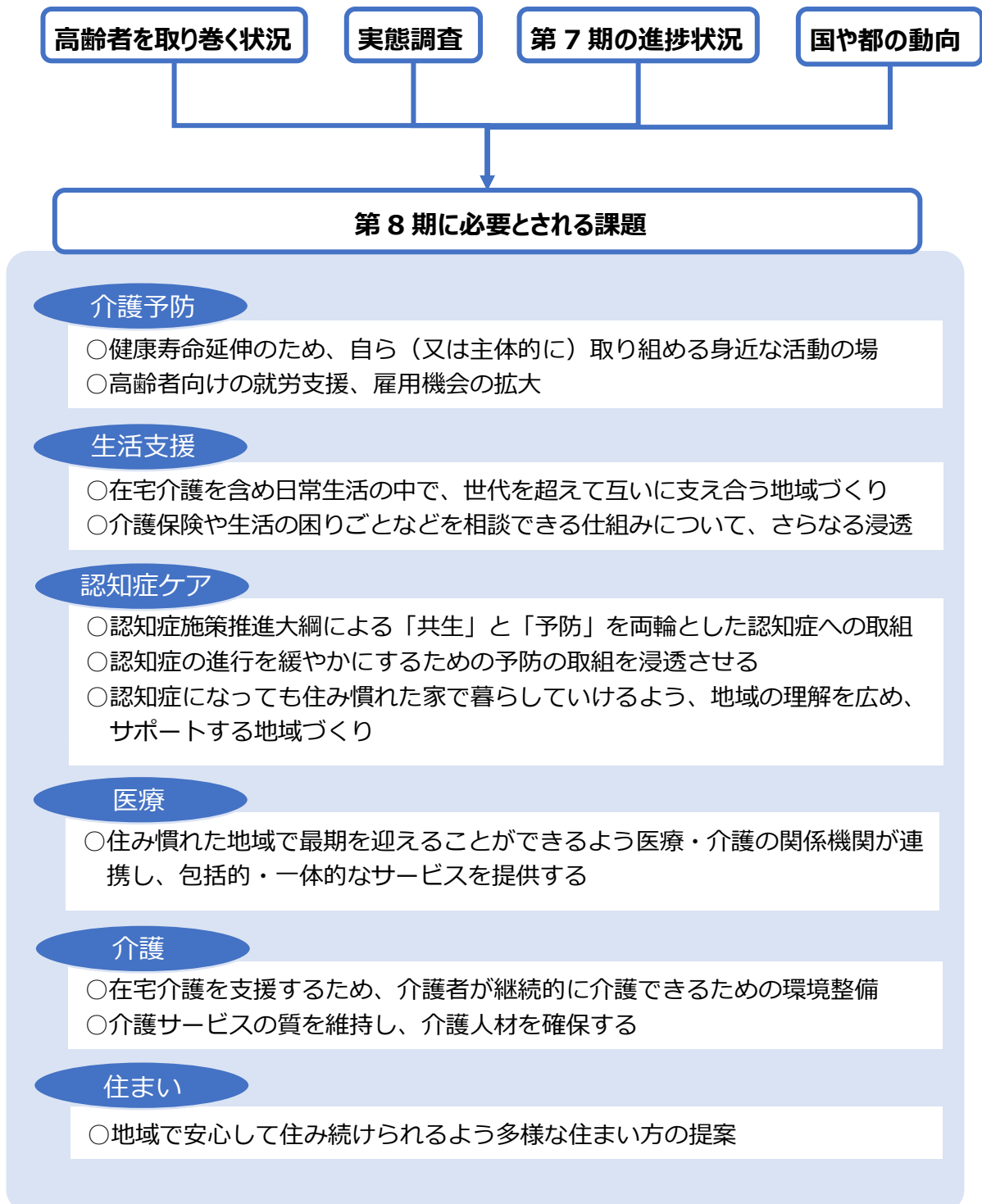
このような課題を踏まえ、第 8 期計画では、第 7 期の基本理念“互いに支え合い、自分らしくいきいきと暮らせるまち”を引き継ぎつつ、令和 7（2025）年、令和 22（2040）年を見据え、高齢者が医療や介護を必要としない健康な状態を維持できるような健康づくり（介護予防）への取組をさらに推進していくとともに、認知症施策を「認知症ケア」としてひとつの基本目標に掲げ、より一層取組を推進していきます。

そうしたことにより、中央区スタイルの「地域包括ケアシステム」をさらに深化させ、「健康づくり（介護予防）」・「生活支援」・「認知症ケア」・「医療」・「介護」・「住まい」の 6 つの視点からそれぞれの施策を実施していきます。

¹ 令和元（2019）年「中央区高齢者の生活実態調査」によると働いていたいと思う年齢は「健康が続く限り」が 28.8%と最も高い。

さらに、地域共生社会の実現に向け、地域のさまざまな担い手や関係機関が連携して高齢者を見守り、支え合い、助け合うことができる体制づくりに取り組んでいくことにより、高齢者が住み慣れた地域で安心して最期まで自分らしく生活できるよう、今後３年間の高齢者施策を推進していきます。

第8期の計画では、第7期の取組や令和元年度に実施した実態調査結果など、さまざまな状況から見てきた課題を踏まえ、施策を展開していきます。



2 基本目標

計画の基本理念を実現するため、第8期に必要とされる課題を踏まえた次の6つを基本目標として、高齢者施策に取り組んでいきます。

目標1 健康づくり（介護予防）

健康寿命を延伸するため、健康づくり（介護予防）と社会参加を推進します

心身ともに健康な状態を維持し、就労や社会参加の機会をつくります

目標2 生活支援

互いに支え合う地域づくりを推進します

地域全体で高齢者を見守り、助け合い、支え合っています

目標3 認知症ケア

認知症ケアを推進します

認知症の人にもやさしい社会を目指します

目標4 医療

在宅療養の支援を推進します

介護が必要になっても自宅で過ごせる体制をつくります

目標5 介護

介護サービスの充実と人材確保を推進します

必要な人が必要なサービスを受けられる体制を整備します

目標6 住まい

安心して生活できる住まいの確保を支援します

住み慣れた地域で安心して暮らせるよう支援します

3 施策体系

基本理念

基本目標

基本施策

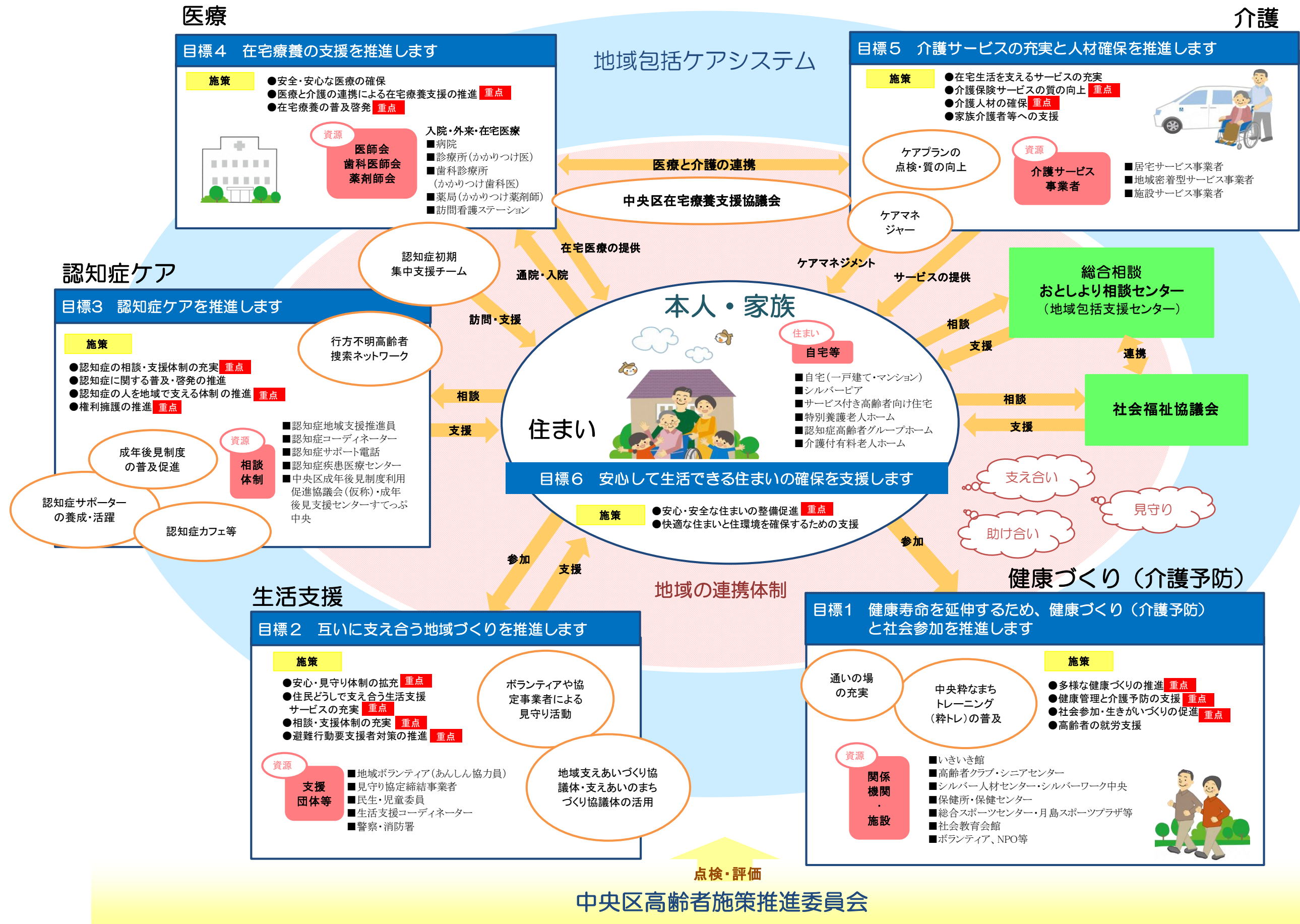
主な事業

※【重】は重点事業

互いに支え合う地域づくり、安心して暮らせるまち

目標 1 健康づくり（介護予防）	(1) 多様な健康づくりの推進	①【重】中央粋なまちトレーニングの普及 ②健康づくりの普及・啓発 ③各種健康づくり教室・講座等の実施 ④「さわやか体操リーダー」および「元気応援サポーター」の育成・活用
健康寿命を延伸するため、健康づくり（介護予防）と社会参加を推進します	(2) 健康管理と介護予防の支援	①各種健康診査等 ②生活習慣病予防 ③フレイル予防検診の質問票事業「基本チェックリスト」等による高齢者のフレイル予防や健康づくり支援 ④フレイル・認知症予防に向けた取組 ⑤【重】高齢者通いの場支援事業
	(3) 社会参加・生きがいのづくりの促進	①【重】「退職後の生き方塾」の開催および活動支援 ②「元気高齢者人材バンク」登録者の活動支援 ③【重】セカンドライフ応援セミナー ④いきいき館の運営 ⑤高齢者クラブの活動支援 ⑥シニアセンターの活用 ⑦区民力レッジの開催 ⑧多世代交流の推進
	(4) 高齢者の就労支援	①シルバー人材センター ②無料職業紹介所シルバーワーク中央 ③高年齢者合同就職面接会 ④高齢者雇用企業奨励金
目標 2 生活支援	(1) 安心・見守り体制の拡充	①【重】地域のボランティアによる見守り活動 ②【重】協定締結事業者による見守り活動 ③一人暮らし高齢者等の安心・安全を支援する事業 ④認知症高齢者の見守りサービス ⑤行方不明高齢者捜索ネットワーク ⑥ごみ・資源のふれあい収集 ⑦いきいき館の運営
互いに支え合う地域づくりを推進します	(2) 住民どうしで支え合う生活支援サービスの充実	①高齢者通いの場支援事業 ②虹のサービス ③入退院時サポート ④暮らしの困りごとサポート ⑤【重】生活支援コーディネーターによる取組の充実 ⑥【重】地域支えあいづくり協議体・支えあいのまちづくり協議体の活用
	(3) 相談・支援体制の充実	①おとしより相談センターを核とした総合相談支援 ②おとしより相談センターの適切な運営・評価 ③【重】晴海おとしより相談センター（仮称）の整備 ④包括的相談支援体制の構築 ⑤高齢者サービスの普及啓発
	(4) 避難行動要支援者対策の推進	①家具類転倒防止器具の設置 ②「災害時地域たすけあい名簿」の配付 ③【重】避難行動要支援者支援体制の整備 ④福祉避難所の整備
目標 3 認知症ケア	(1) 認知症の相談・支援体制の充実	①【重】認知症サポート電話およびおとしより相談センターにおける相談支援 ②「認知症初期集中支援チーム」による支援 ③「認知症地域支援推進員」・「認知症支援コーディネーター」による認知症の方や家族等への相談支援 ④認知症疾患医療センターとの連携 ⑤認知症高齢者の見守りサービス ⑥高齢者通いの場支援事業 ⑦生活習慣病予防
認知症ケアを推進します	(2) 認知症に関する普及・啓発の推進	①認知症ケアパス「備えて安心！認知症」の活用 ②認知症関連パンフレット等を活用した出前講座の開催等 ③認知症の方本人の発信支援および認知症の理解促進
	(3) 認知症の人を地域で支える体制の推進	①【重】認知症サポーター養成講座の開催 ②認知症カフェ（気軽に相談できる場）への支援 ③地域ボランティアによる見守り活動 ④協定締結事業者による見守り活動 ⑤認知症支援における地域ケア会議の活用 ⑥【重】行方不明高齢者捜索ネットワーク
	(4) 権利擁護の推進	①成年後見制度の普及・啓発 ②成年後見制度の利用支援 ③【重】社会貢献型後見人等の養成および受任促進 ④区長申立ての実施 ⑤地域連携ネットワークの構築および中央区権利擁護支援推進協議会（仮称）の設置 ⑥高齢者虐待相談
目標 4 医療	(1) 安心・安全な医療の確保	①「かかりつけ医 MAP」「かかりつけ歯科医マップ」の配布 ②地域医療体制整備のための医師会等との連携 ③休日等診療 ④在宅療養支援病床の確保 ⑤医療対応の緊急ショートステイサービス ⑥特別養護老人ホーム看護職員雇用費用の助成 ⑦災害時の応急救護体制の整備
在宅療養の支援を推進します	(2) 医療と介護の連携による在宅療養支援の推進	①在宅療養支援協議会の開催 ②医療・介護サービス従事者の多職種連携 ③【重】「医療と介護の関係者の交流の場」の開催 ④医療・介護サービス資源の把握および情報提供
	(3) 在宅療養の普及・啓発	①【重】区民向け在宅療養支援シンポジウムおよび講演会の開催 ②在宅療養支援訪問看護事業 ③訪問歯科・薬剤管理サービスの普及啓発
目標 5 介護	(1) 在宅生活を支えるサービスの充実	①「小規模多機能型居宅介護」の普及およびサービス確保の検討 ②「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」の普及およびサービスの確保 ③区独自の在宅サービスの提供 ④リハビリテーション提供体制のあり方の検討 ⑤ショートステイ（短期入所生活介護）サービスの提供 ⑥緊急ショートステイ・ミドルステイサービスの提供
介護サービスの充実と人材確保を推進します	(2) 介護保険サービスの質の向上	①【重】介護給付の適正化 ②介護事業所への実地指導の実施 ③【重】地域ケア会議の開催 ④介護保険地域密着型サービスの適切な運営 ⑤ケアマネジャーの支援 ⑥介護事業者の支援 ⑦介護事業者と連携した災害・感染症対策に係る体制整備 ⑧福祉サービス第三者評価受審費用の助成 ⑨介護サービス相談員派遣事業
	(3) 介護人材の確保	①【重】介護職合同就職相談・面接会 ②【重】介護人材確保支援事業 ③【重】介護職員等宿舎借上支援事業 ④介護事業所の雇用・育成支援 ⑤ICT の利用促進 ⑥介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）における担い手の育成支援 ⑦生活支援コーディネーターによる取組の充実 ⑧地域支えあいづくり協議体・支えあいのまちづくり協議体の活用
	(4) 家族介護者等への支援	①「介護者教室・交流会」の開催 ②就労介護者等を対象とした支援 ③介護事業者情報の提供 ④おとしより介護応援手当 ⑤介護者慰労事業 ⑥ショートステイ（短期入所生活介護）サービスの提供 ⑦緊急ショートステイ・ミドルステイサービスの提供
目標 6 住まい	(1) 安心・安全な住まいの整備促進	①区立住宅等の管理運営 ②高齢者向け優良賃貸住宅の供給誘導 ③サービス付き高齢者向け住宅の供給誘導 ④【重】認知症高齢者グループホーム等の供給誘導 ⑤高齢者の入居を拒まない賃貸住宅の登録等の促進
安心して生活できる住まいの確保を支援します	(2) 快適な住まいと住環境を確保するための支援	①住み替え相談 ②高齢者の住み替え支援制度の一部費用助成による活用促進 ③住宅設備改善給付 ④緊急通報システムの設置 ⑤家具類転倒防止器具の設置 ⑥耐震補強等のための支援

中央区の地域包括ケアシステム推進体制における高齢者施策の体系図



4 3年間の施策の方向性

健康づくり
(介護予防)

目標 1 健康寿命を延伸するため、 健康づくり（介護予防）と 社会参加を推進します

現状と課題

本区の人口は増加の一途をたどっており、高齢化率は低いものの、高齢者人口は着実に増加しています。そのため、団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年までは主に後期高齢者が増え続け、さらにそれ以降は、現在本区で最も人口が多い30～40歳代が高齢者層に順次到達し、高齢者が急増していくことが見込まれることから、令和22（2040）年に向け、心身ともに健康な期間をできるだけ長く維持していくための健康づくり（介護予防）施策の推進が求められています。

また、人口増加に伴い、要介護・要支援認定者数は今後も増加すると見込まれることから、介護保険サービスを必要としない自立した社会生活を維持していくための支援が必要です。

住み慣れた地域で健康に生活していくためには、元気なうちから健康に対する意識を高め、健康づくりに取り組むことが重要です。

一人一人が楽しみながら主体的に健康づくりに取り組めるよう、健康づくりに役立つさまざまな情報や多様なメニューを提供することで、健康づくりの場を広げていきます。本区が独自に開発した介護予防プログラム「中央粋なまちトレーニング（略称：粋トレ）」については、これまで、いきいき館²や健康教室で普及を図っただけでなく、さわやか体操リーダーや元気応援サポーターなどの区民の担い手による出前講座や動画配信サイトなども活用し、身近な場所や自宅でもできる健康づくりに努めてきました。今後も多種多様な方法で普及を図りながら専門機関と連携した効果検証なども行い、区民の健康づくり（介護予防）にさらに役立てていく必要があります。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大した際に、いきいき館で実施した職員や講座の講師による動画配信など、外出が制限されているときでも自宅で健康づくりや生きがいづくりができるような創意工夫を続けていくことも重要です。

さらに、若年期から健康管理を行い、食生活や生活習慣に関する正しい知識を持つことが、生活習慣病の予防につながります。

高齢者がいつまでもいきいきと活動し続けるためには、社会参加の促進や就労支援の強化など、これまでの経験や能力を活かし、地域の中で活躍できる場や機会の充実を図り、生きがいづくりを支援することが重要です。人生100年時代、仕事、学び、趣味、地域活動などさまざまな場所で生きがいを持って活動できるよう、それぞれのライフステージに合わせた健康づくりや社会参加を促進し、健康寿命の延伸につなげていきます。

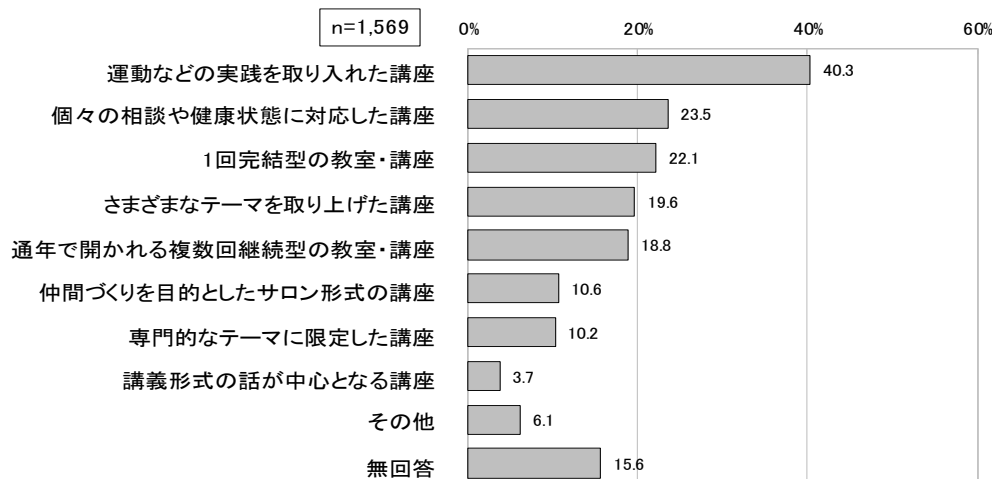
² いきいき館：区内の敬老館の愛称。いきいき桜川、いきいき浜町、いきいき勝どきの3館がある。区内の60歳以上の高齢者の憩いの場としての役割に加え、健康づくり、仲間づくり、生きがいづくりにつながるさまざまな講座やサービスを行い、高齢者の健康維持と福祉の増進を図っている。

施策の方向性

(1) 多様な健康づくりの推進

- 高齢者がいつまでも健康であり続けられるよう、健康づくりのきっかけを作り、継続をサポートすることで健康寿命の延伸につなげていきます。
- 健康状態に合わせて自由にプログラムを組み合わせ、いつでもどこでも気軽に継続した健康づくりが行える「中央粋なまちトレーニング（略称：粋トレ）」は、地域の身近な場所において区民ボランティアを中心とした普及を図ります。また、新しい生活様式が求められる中で、自宅等で一人でも行えるような健康づくりを支援するツールとして周知を図っていきます。
- 令和3年度に改訂される健康づくりガイドブック（「お役立ちガイドブック」）をさらに活用するほか、いきいき館等での健康づくり講座などを通して、健康づくり（介護予防）の普及・啓発を推進していきます。
- 筋力向上に有効なマシンを使ったトレーニングなどを行う「さわやか健康教室」や「さわやか体操リーダー」による教室、膝や腰への負担が少なく泳げない方でも楽しめる「水中エクササイズ教室」を開催します。教室参加後も総合スポーツセンター等スポーツ施設の利用につなげるなど、運動の継続を支援していきます。
- 地域の担い手として、区が主催する教室や高齢者クラブ³等で体操を指導する「さわやか体操リーダー」や、「高齢者通いの場」などへ出張して自宅でも気軽に取り組める体操を普及する「元気応援サポーター」などの区民ボランティアを積極的に育成・活用し、住民どうしが主体的に行う継続的な健康づくりを支援していきます。

問：あなたは、どのような健康づくり事業なら参加したいと思いますか。【複数回答：3 つまで】



- 「運動などの実践を取り入れた講座」が最も多い。

資料：中央区「高齢者の生活実態調査」（令和元年度）

³ 高齢者クラブ：高齢者が自らの老後を健康で豊かなものにするための自主的な組織であり、会員相互の親睦を深めるとともに、社会奉仕活動、生きがいを高める各種活動、健康づくりのための活動などを実施。

【施策を推進する主な事業】

	事業	内 容
①	中央粋なまち トレーニングの普及 (介護予防・日常生活 支援総合事業) ★重点	身近な場所で健康づくりに取り組めるよう、転倒予防や認知機能の向上などの効果が見込まれる介護予防プログラム「中央粋なまちトレーニング（略称：粋トレ）」を区民ボランティアを中心に普及するとともに、自宅などでも視聴できるようにさまざまな媒体等を活用していきます。
②	健康づくりの普及・啓発 (介護予防・日常生活 支援総合事業)	体力づくりに取り組める区内の施設や事業等を紹介した健康づくりガイドブック（「お役立ちガイドブック」）を活用して、自主的な健康づくりの普及・啓発を図っています。
③	各種健康づくり教室 ・講座等の実施	筋力アップなどの運動の効果が実感できるプログラムを組み入れた「さわやか健康教室」や、1 回完結型で楽しみながら自然と健康づくりにつながる「ゆうゆう講座」、いきいき館での健康づくり講座、小学校温水プールを利用した教室等を実施しています。
④	「さわやか体操リーダー」 および「元気応援サポーター」の育成・活用	高齢者が地域の身近なところで健康づくりに取り組むことができるよう、区民ボランティアを育成し、活動の支援を行っています。

★重点

事業	内 容			
中央粋なまちトレーニングの普及(介護予防・日常生活支援総合事業)	転倒予防や認知機能の向上などの効果が見込まれる介護予防プログラム「中央粋なまちトレーニング（略称：粋トレ）」を普及し、多くの高齢者が身近な場所で自主的に継続して健康づくりを実施し、効果を実感できるようにしていきます。			
3 年間の事業目標 (計画) <普及>	令和 2 年度 (2020) 実績値	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)
	—	実施者の拡大	実施者の拡大	実施者の拡大
参考指標	・実施団体数 ・自宅参加者数 ・ホームページアクセス（閲覧）数 ・体力測定の結果 ・アンケート結果（「転倒に対する不安」減少）			

コラム：中央粋なまちトレーニング（略称：粋トレ）

区では、転倒予防や認知機能の向上などに効果がある区オリジナルの介護予防プログラム「中央粋なまちトレーニング（略称：粋トレ）」を平成 30 年に開発しました。

「粋トレ」は、次の7つの体操から構成されており、体操を行う状況や体調などに応じて、自由に組み合わせて行うことができます。

＜粋トレの構成＞

	体操の名称	体操の内容
1	ウォーミングアップ	最初に体をほぐす体操です
2	基本の体操	「粋トレ」の基本となる体操です ※座って行うことも、立って行うこともできます
3	ボール体操	新聞紙とレジ袋で作るボールを使って行う体操です
4	タオル体操	タオルを使って行う体操です
5	マット体操	床やマットに座ったり、仰向けになって行う体操です
6	ペア体操	2人組になり椅子に座って行う体操です
7	クールダウン	最後に呼吸を整える体操です

写真

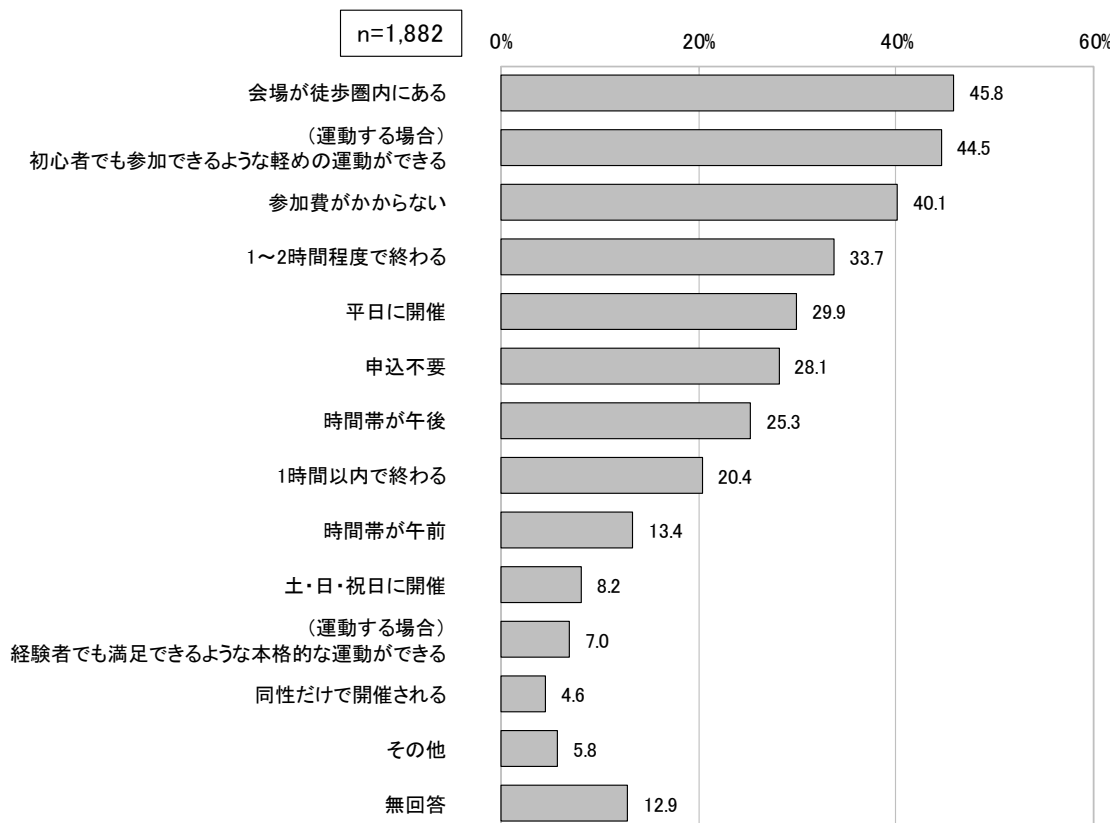


区の動画サイト

(2)健康管理と介護予防の支援

- 健康診査や生活機能の低下を確認するチェックリストなどを用いて、高齢者が定期的に健康状態を把握できる機会を提供するとともに、各種健康診査等の受診勧奨を行うなど受診率の向上を図ります。
- 健康診査の結果から健康づくりや介護予防のプログラムにつなげるとともに、「**高齢者通いの場**」で保健師による生活機能改善に向けた指導や健康相談を利用できるようにするなど、フレイル（筋力や活動が低下している状態）を予防し、高齢者の心身のさまざまな課題に対応できるよう、保健事業と介護予防の一体的実施に向けた取組を行っていきます。
- 若年期から生活習慣に関する正しい知識を普及することで、生活習慣病の発生と重症化を予防し、主体的な健康管理を支援していきます。
- フレイルや生活機能の低下がみられる高齢者が「はつらつ健康教室」**修了後**や、「訪問健康づくり事業」**利用後に**、**地域の方々と交流しながら自主的な運動が継続できるよう「高齢者通いの場」への参加を促すなど**、医療や介護を必要としない心身の健康を維持するための取組を行っていきます。
- **高齢者通いの場の拡大・継続のための地域体制を構築し、高齢者通いの場における介護予防・フレイル予防の促進を図るため、介護予防・フレイル予防推進員を配置し、各高齢者通いの場の介護予防に資する活動支援および、フレイル予防等の観点を踏まえたプログラムの普及を行っていきます。**

問：健康づくり事業に継続的に参加するための条件は何ですか。【複数回答】



- 「会場が徒歩圏内にある」が最も多い。

資料：中央区「健康づくりと介護予防に関する調査」（令和元年度）

【施策を推進する主な事業】

	事業	内容
①	各種健康診査等	高齢者が自身の健康状態や生活機能を把握するとともに、予防および早期発見を図るよう、特定健診、高齢者健診、がん検診、フレイル予防健診、成人歯科健診、高齢者歯科健診などを実施しています。
②	生活習慣病予防	生活習慣病の知識はもとより、発症と進行に大きく関与する食習慣、歯と口の健康づくりや運動などの生活習慣全般に関する正しい知識を普及し生活習慣の見直しを進め、生活習慣病を予防することで、認知症予防につなげます。
③	フレイル予防健診の質問票事業「基本チェックリスト」等による高齢者のフレイル予防や健康づくり支援	フレイル予防健診時の質問票事業や「基本チェックリスト」等により、一人一人に合った健康づくりプログラムまたは短期集中の介護予防プログラムへの参加を勧奨し、フレイル予防につながる健康づくりを支援しています。
④	フレイル・認知症予防に向けた取組 (介護予防・日常生活支援総合事業)	生活機能が低下した高齢者に対し、生活機能改善や認知症予防に向け、 自宅でもできる簡単な体操指導や栄養改善、口腔ケアなどのミニ講習を行う「はつらつ健康教室」の開催や、通所が困難な高齢者の居宅に保健師が訪問する「訪問健康づくり事業」 などを行っています。 また、高齢者通いの場の活動を支援し、介護予防・フレイル予防に資するプログラムの普及を行っています。
⑤	高齢者通いの場支援事業(介護予防・日常生活支援総合事業) ★重点	高齢者の交流の場となる高齢者通いの場への参加を促し、社会参加・介護予防を促進するとともに、運営者に対して立ち上げ・運営について資金的支援などを行うほか、セミナーおよび交流会などの実施や、 介護予防・フレイル予防推進員などによる介護予防（フレイル予防）に資する活動を支援しています。

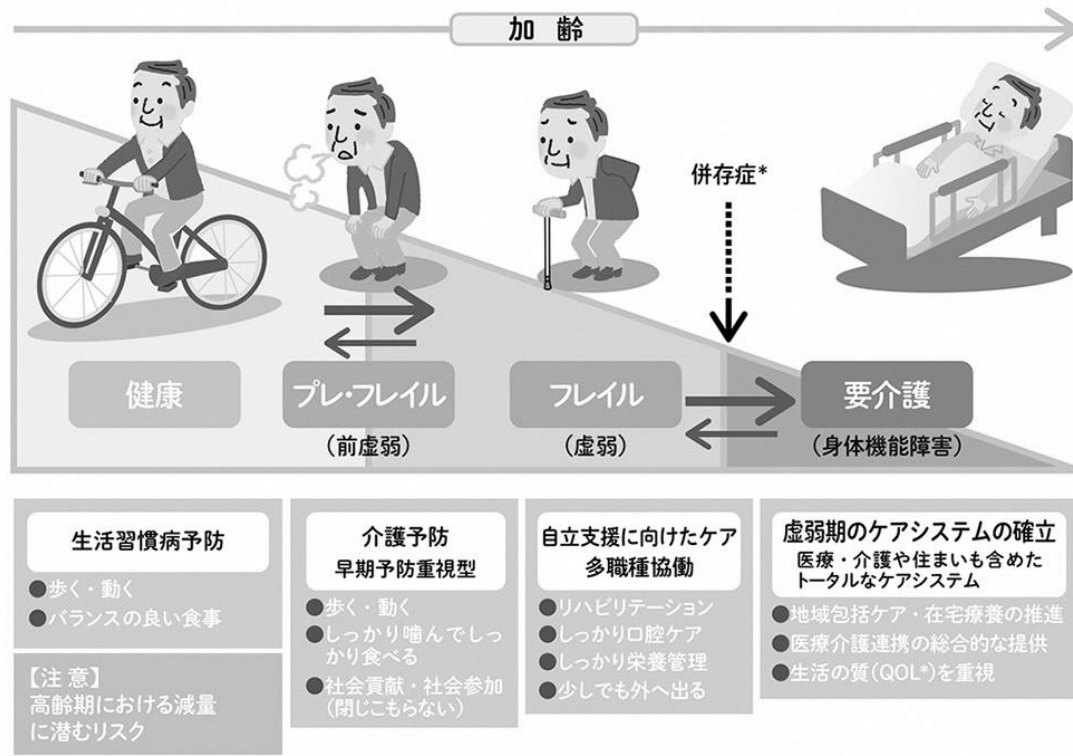
★重点

事業	内容			
高齢者通いの場支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）	高齢者通いの場の運営や活動内容の充実に向けた支援を行い、新規開設団体の拡大を目指していきます。また、参加者の介護予防・フレイル予防の促進を図り、交流しながら健康づくり（介護予防）が行えるプログラムの支援・普及を行っています。			
3年間の事業目標 (計画) <高齢者通いの場運営の充実>	令和2年度 (2020) 実績値	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
	—	充実	充実	充実
参考指標	・新規開設団体数 ・延べ参加者数 ・保健師の健康相談実施状況 ・アンケート結果（「主観的健康感」の増進）			

コラム：フレイル予防

フレイルは、高齢期に病気や老化などによる影響を受けて、心身の活力（筋力や認知機能など）を含む生活機能が低下し、将来要介護状態となる危険性が高い状態です。早く気づき、正しく介入（予防や治療）することにより、サポートが必要な要介護状態に進まずに済む可能性があります。

いつまでも自分らしく暮らし続けられるよう、日々の心がけや活動によってフレイルを予防することが大切です。



(東京大学 高齢社会総合研究機構・飯島勝矢：作図改編)

(3) 社会参加・生きがいのづくりの促進

- 高齢者のこれまでの経験やスキルをいかして社会的に活躍できるさまざまな場や機会を提供するとともに、スポーツ、文化、生涯学習、地域活動など高齢者が主体的に活動できる環境づくりを推進していきます。
- 「退職後の生き方塾」では、退職前後の年齢層を対象に、生き方のヒントや地域活動に参加するきっかけを提供するための講座を開催し、受講修了者による地域でのサークル活動やサロン運営などを通じた社会参加を支援します。
- 「元気高齢者人材バンク」では中高年齢者が知識や技能を生かして地域活動や社会貢献が行えるよう、活動の場や機会の拡充を支援していくとともに、地域のニーズとのマッチングを積極的に行っていきます。
- いきいき館では、地域における多様な活動の拠点としてさまざまな講座やイベントを実施するとともに、利用者の得意分野をいかして講座の講師として起用するなど、利用者が主体的に活動できるよう支援していきます。**また、来館が途絶えている利用者に対する安否確認を兼ねた利用促進を行っています。**
- 高齢者クラブ、シニアセンター、区民カレッジなど一人一人の意欲や状況に応じた活動の場として周知を図っていくとともに、地域の多様な主体と連携した新たな社会活動の推進を支援していきます。
- 人口増加が見込まれる晴海地区において、ほっとプラザはるみをリニューアルし、高齢者を含めた地域のあらゆる世代が集える地域コミュニティの拠点として活用していきます。

問：以下のような会・グループ等にどのくらいの頻度で参加していますか。（社会参加の状況）

	調査数 (n)	週 4 回 以上	週 2 ～ 3 回	週 1 回	月 1 ～ 3 回	年 に 数 回	参加 して いない	(%) 無 回 答
①ボランティアのグループ	(1,816)	0.4	1.2	1.6	3.7	3.4	57.6	32.0
②スポーツ関係のグループやクラブ	(1,816)	4.3	7.6	7.5	4.2	1.9	48.6	25.8
③趣味関係のグループ	(1,816)	1.4	4.1	6.5	10.7	3.8	47.0	26.5
④学習・教養サークル	(1,816)	0.7	1.8	3.3	4.9	3.0	53.5	32.8
⑤高齢者通いの場などの月1回以上開催されている主に高齢者向けのサロン	(1,816)	0.6	1.4	1.2	1.9	1.9	61.2	31.8
⑥高齢者クラブ	(1,816)	0.5	0.7	1.0	2.1	2.6	61.0	32.2
⑦町会・自治会	(1,816)	0.6	0.7	1.2	7.0	11.0	51.2	28.2
⑧収入のある仕事	(1,816)	17.7	6.6	1.5	2.3	1.6	42.6	27.7

- 参加している（「週4回以上」～「年に数回」を合わせた）割合は、「収入のある仕事」が最も高い。

資料：中央区「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」（令和元年度）

【施策を推進する主な事業】

	事業	内容
①	「退職後の生き方塾」の開催および活動支援 (介護予防・日常生活支援総合事業) ★重点	退職後に地域活動へ参加する意欲があっても社会的な活動に結びついていない中高年齢者に対し、退職後の生き方のヒントや、地域活動に参加するきっかけを提供するための講座を開催し、受講修了者が地域でのサークル活動や地域貢献活動などができるよう支援していきます。
②	「元気高齢者人材バンク」登録者の活動支援	知識や技能を持った人材を登録し、その活動を必要とする団体等とのコーディネートを行うとともに、技能お披露目会や P R 活動を行い、活躍の場を広げています。
③	セカンドライフ応援セミナー(介護予防・日常生活支援総合事業) ★重点	中高年齢者が主体的に社会に参加し、生きがいを持って生活するきっかけとなるよう、ボランティア活動や就労支援事業、趣味を活用・披露する場を紹介するセミナーを開催します。
④	いきいき館の運営	人との交流や趣味活動を通じて生きがいをもち、安心して暮らせるように、ニーズに合わせた多種多様な講座や利用者参加型イベントの開催、動画の配信などを積極的に行っています。また、地域の関係機関等と連携し、広く事業を周知して利用者の拡大を図り、高齢者の社会的孤立の防止、利用者への見守り活動を行っています。
⑤	高齢者クラブの活動支援	地域の高齢者の自主的組織である高齢者クラブの運営に対する助成等の支援を行っています。
⑥	シニアセンターの活用	中央区在住・在勤でおおむね 50 歳以上の個人・団体を対象として、社会参加に関する情報や機会および場所の提供、生きがい活動リーダー（生きがい活動支援室）による活動を通じ、中高年齢者の主体的な社会参加活動を支援しています。
⑦	区民カレッジの開催	区民に学習の機会を提供するとともに、学習の成果を地域活動に生かしていけるよう支援しています。
⑧	多世代交流の推進 (ほっとプラザはるみリニューアル後)	東京 2020 大会後に晴海地区に新たなまちができることを踏まえ、地域のあらゆる世代が集い、にぎわいと交流、地域コミュニティの拠点となる施設へとリニューアルを行います。

★重点

事業	内容			
「退職後の生き方塾」の開催および活動支援(介護予防・日常生活支援総合事業) 新規	退職後に地域活動へ参加する意欲があっても社会的な活動に結びついていない中高年齢者に対し、退職後の生き方のヒントや、地域活動に参加するきっかけを提供するための講座を開催し、受講修了者が地域でのサークル活動やサロンの運営などができるよう支援していきます。			
3年間の事業目標 (計画)	令和2年度 (2020) 実績値	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
	—	活動支援	講座開催・ 活動支援	活動支援
参考指標	講座開催 ・出席率 ・講座に関するアンケート結果 活動支援 ・支援の取組状況 ・講座修了後の活動状況			

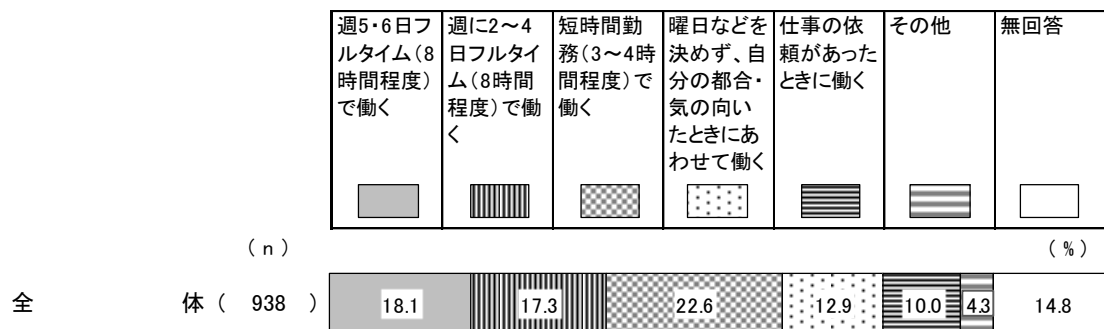
★重点

事業	内容			
セカンドライフ応援セミナー(介護予防・日常生活支援総合事業) 新規	中高年齢者が主体的に社会に参加し、生きがいを持って生活するきっかけとなるよう、ボランティア活動や就労支援事業を紹介し、参考指標の拡大につながるセミナーを開催していきます。プログラムについてはアンケートに基づき、ニーズを踏まえた内容で開催していきます。			
3年間の事業目標 (計画)	令和2年度 (2020) 実績値	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
	—	開催	開催	開催
参考指標	・さわやか体操リーダー数 ・元気応援サポーター数 ・元気高齢者人材バンク登録者数 ・高齢者通いの場支援団体登録数・スタッフ数			

(4) 高齢者の就労支援

- 既存の各事業を充実させ、高齢者個人の健康状態や生活状況を踏まえて、希望に合った就労的活動のコーディネートを行い、働くことによる生きがいづくりを支援していきます。
- セカンドライフ応援セミナー等さまざまな機会を活用し、シルバー人材センター、無料職業紹介所シルバーワーク中央の積極的な周知・啓発を図っていきます。
- シルバー人材センターでは個別相談等に応じたきめ細かな就労支援を行い、無料職業紹介所シルバーワーク中央と連携して会員の拡大に努めるとともに、就業専門員を中心とした就業開拓を推進していきます。
- 無料職業紹介所シルバーワーク中央では、独自求人の開拓や情報提供に努め、本格的な就労を希望する高齢者と希望職種とのマッチングを行っていきます。

問：今後（定年退職前の方は定年退職後）どのような働き方を望みますか。



- 「短時間勤務（3～4時間程度）で働く」が最も多い。

資料：中央区「高齢者の生活実態調査」（令和元年度）

【施策を推進する主な事業】

	事業	内容
①	シルバー人材センター	区からの受託事業のほか、民間事業所、一般家庭からの受注拡大を図り、臨時・短期・軽易な仕事を希望する高齢者のニーズに応えています。
②	無料職業紹介所 シルバーワーク中央	求職者の丁寧な面談を行うとともに、新しいチャレンジにつながる再就職セミナーを実施し、本格的な就労を希望する高齢者に対して働く場の提供やきかけづくりを行っています。
③	高年齢者合同就職 面接会	高齢者の雇用促進のため、ハローワークと連携し、中央区地域雇用問題連絡会議の主催による高年齢者合同就職面接会を実施しています。
④	高齢者雇用企業奨励 金	高齢者雇用に積極的に取り組んでいる事業者に対し奨励金を交付し、事業者側に対する働きかけや啓発を通して高齢者の就業機会の拡大を図っています。

目標 2 互いに支え合う地域づくりを推進します

現状と課題

高齢者が住み慣れた地域で暮らしやすい環境を整備するためには、行政や専門職によるサービスの提供だけでなく、地域住民、NPO、民間企業など、多様な主体の参画が求められています。

そのためには、新たな地域の担い手の確保・拡充が重要であり、これまで高齢者支援や地域活動に関わりがなかった地域住民が自らの意志で活動に参加できるような仕組みをつくっていくとともに、社会貢献活動への関心が高い民間企業等への働きかけにより、さまざまな力を生かした地域活動をより一層促進していくことが必要です。

ボランティアや民間企業をはじめとした地域による見守り体制の強化を図るとともに、生活の困りごとを住民どうして支え合う生活支援サービスの充実、住民の視点から気づいた地域課題を行政や関係機関につなぐ仕組みづくりなど、地域全体で高齢者を見守り、支え合う体制を構築していくことが求められています。一人暮らし高齢者が多い本区では高齢者が社会的に孤立するリスクが高いことから、誰もが身近な場所で気軽に参加でき、つながりを持てる「高齢者通いの場⁴」や生活支援コーディネーターによる高齢者の居場所づくりなどの拡充を引き続き行っていくことが重要です。さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大時の経験を踏まえ、民生・児童委員による電話・メールでの声掛けや、いきいき館からの安否確認を兼ねた利用促進の電話などのように、閉じこもりがちな高齢者の見守りに有効な方法を検討していくことも必要です。

また、高齢者の身近な相談窓口として専門職種の相談員を配置したおとしより相談センターを区内5カ所に設置していますが、晴海地区の人口増加に伴い、おとしより相談センターを新たに整備し相談体制を強化していきます。さらに8050問題など複合的で地域では解決が困難な課題などに対応できるよう、相談支援に関する多機関が協働する重層的な支援体制を構築し、包括的な相談支援体制を充実していく必要があります。

災害時に自力で避難したり生活したりすることが困難な高齢者に適時適切な支援を実施するためには、日頃から地域での見守りや関わりをもつことが必要です。地域住民や関係機関が連携し、災害発生時に迅速な安否確認や避難支援を行えるよう体制を整備していくことが重要です。

⁴ 高齢者通いの場：高齢者が身近な地域で交流しながら介護予防につながるプログラムを実施するサロン「高齢者通いの場」を地域の方が立ち上げ、区内各地域で運営している。

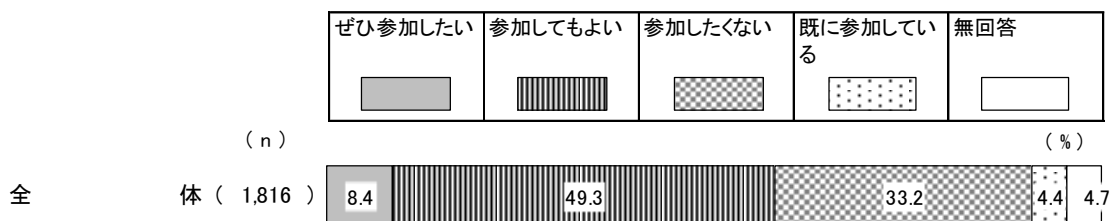
施策の方向性

(1) 安心・見守り体制の拡充

- 一人暮らしや認知症などの高齢者の見守りについては、おとしより相談センターを中心として、関係機関や民生・児童委員、町会・自治会など地域の人材を活用した見守り体制の強化に努め、地域全体で高齢者の見守り活動（地域見守りネットワーク）を実施していきます。
- 協定締結事業者による見守り活動については、業種や事業者数の拡大を図り、企業活動の中で行う見守り活動の輪を広げていきます。また、連絡会の開催などを通して見守り活動の質の向上を図っていきます。
- 高齢者を見守る事業やサービスの普及・啓発を図るほか、必要な方に見守りの目が行き届き、安心・安全な生活を続けることができるよう、さまざまな方法でよりきめ細かい支援を行っていきます。
- 見守りキーホルダーや見守りアイロンラベルなど認知症の方を見守る事業やサービスを継続して行うほか、徘徊により行方不明になった時に地域のボランティア等により早期に対応できる体制を構築していきます。
- ごみや資源を集積所まで運び出すことが困難な高齢者を対象に、職員が訪問して収集する「ごみ・資源のふれあい収集」により、日常生活を支援するとともに見守りを推進していきます。

問：地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に＜参加者/企画・運営（お世話役）＞として参加してみたいと思いますか。

<参加者として>



<企画・運営者として>



- 「参加者として」は約半数、「企画・運営者として」は約3割の人が「ぜひ参加したい」または「参加してもよい」と回答している。

資料：中央区「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」（令和元年度）

【施策を推進する主な事業】

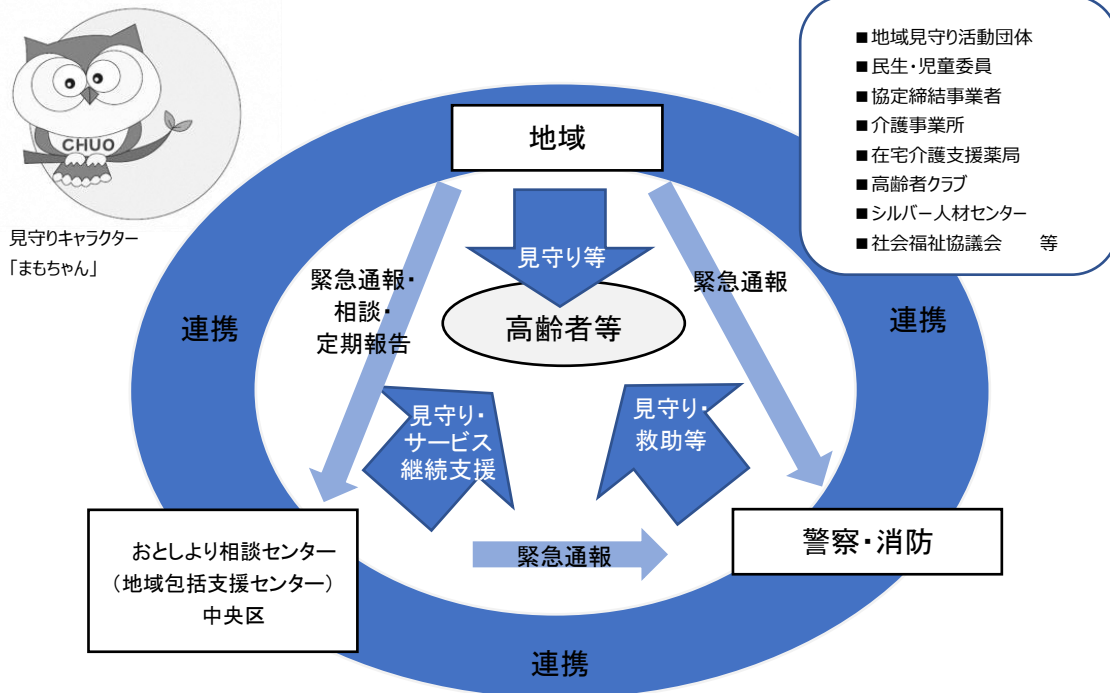
	事業	内容
①	地域のボランティアによる見守り活動 ★重点	民生・児童委員や地域のボランティア（あんしん協力員）による見守りを要する高齢者の戸別訪問、街中での声かけや電話・メール等を利用した安否の確認、ひとり暮らし等高齢者調査の活用など、高齢者の孤立、認知症、虐待、消費者被害の防止などの課題について地域全体で取り組み、支援を行っています。
②	協定締結事業者による見守り活動 ★重点	宅配事業所などの事業者が通常業務を行う中で高齢者の異変を発見した場合には、協定に基づき、地域のおとしより相談センターと連携のうえ、高齢者を支援する見守り活動を実施しています。
③	一人暮らし高齢者等の安心・安全を支援する事業	24 時間 365 日体制で健康に関する相談に対応し、緊急時には自宅を訪問して救助活動を行う「緊急通報システム」をはじめ、「食事サービス」や「救急医療情報キット」の配布、「友愛電話訪問」などを通じて高齢者が安心・安全な生活を送るための見守りや孤独感の解消に向けた支援などを行っています。
④	認知症高齢者の見守りサービス	外出先で突然倒れたり、徘徊により保護された場合に身元確認を迅速に行うための「見守りキーホルダー」、「見守りアイロナベル」および「おかえり P A S S (パス)（行方不明高齢者情報提供シート）」の配布や、「徘徊高齢者探索システム費用の助成」などを通して、認知症高齢者やその家族を支援しています。
⑤	行方不明高齢者検索ネットワーク	行方不明高齢者の早期発見、事故の未然防止のため、認知症サポーターや見守り協定締結事業者による検索ネットワークを構築します。
⑥	ごみ・資源のふれあい収集	障害のある方や 65 歳以上の高齢者などの世帯の方で、身近な人の協力を得ることができず、集積所までごみや資源を自ら運び出すことが困難な場合、安否の確認も含めて職員が玄関先まで訪問して収集（回収）を行っています。
⑦	いきいき館の運営【再掲】	人との交流や趣味活動を通じて生きがいをもち、安心して暮らせるように、ニーズに合わせた多種多様な講座や利用者参加型イベントの開催、動画の配信などを積極的に行っています。また、地域の関係機関等と連携し、広く事業を周知して利用者の拡大を図り、高齢者の社会的孤立の防止、利用者への見守り活動を行っています。

★重点

事業	内容			
「地域のボランティアによる見守り活動」および「協定締結事業者による見守り活動」の拡充	町会・自治会・マンション管理組合などを単位として組織された団体が、一人暮らし高齢者や高齢者のみで構成された世帯を月1回以上訪問し安否確認を行うことにより、事故の未然防止や早期に異変に気づくことができる支援体制づくりを推進していきます。また、事業者との協定締結を推進し、おとしより相談センターを核とする地域見守りネットワークの輪を拡大していくことにより、一人暮らし高齢者などが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるようにしていきます。そこで、「区のおしらせ」「こんにちは、町会です」への記事掲載や町会、マンション管理セミナーでの事業説明などの広報活動を行います。			
3年間の事業目標 (計画) <見守り団体数・協定事業者数>	令和2年度 (2020) 実績値	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
	(見守り) —	27 団体	30 団体	34 団体
	(事業者) —	20 団体	21 団体	22 団体
参考指標	・見守り対象者数 ・あんしん協力員数			

コラム：地域見守りネットワーク

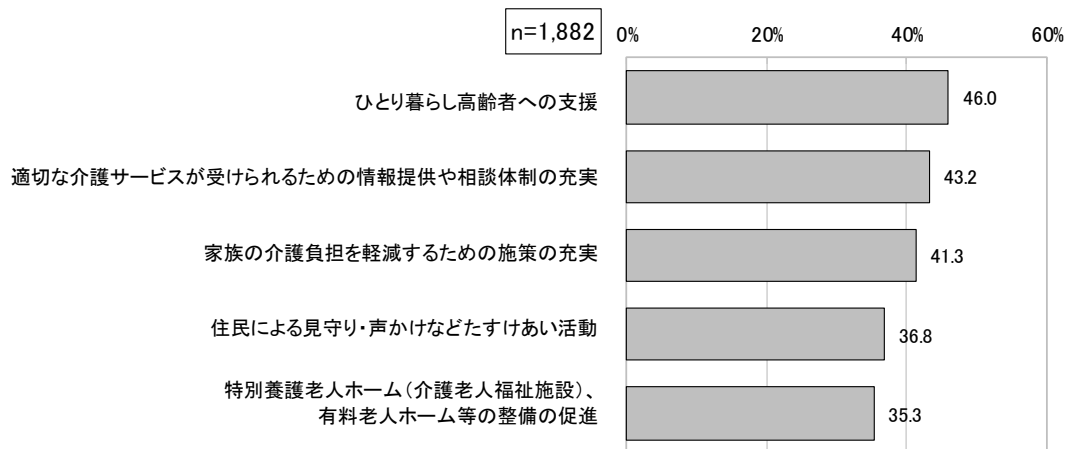
おとしより相談センター（地域包括支援センター）を中心に、町会・自治会をはじめ地域の見守り活動団体や民生・児童委員などさまざまな方々の協力や連携によるネットワークを構築し、高齢者の生活を地域全体で見守り、支えます。



(2)住民どうして支え合う生活支援サービスの充実

- プロアクティブ・コミュニティの確立に向け、地域住民や企業、NPO、ボランティア団体などによるネットワークを形成しながら、住民どうしによる支え合いの地域づくりを目指していきます。
- 高齢者が日常生活を送るうえで支援が必要な時に、多様な担い手による生活支援サービスの充実を図るととともに、困りごとや悩みなどを気軽に相談し助けあうことのできる環境づくりに努めていきます。
- 地域の関係機関等と連携しながら地域の中の担い手を発掘し、高齢者が誰でも気軽に立ち寄れる住民主体の「高齢者通いの場」等の立ち上げや運営に対する支援の充実を図り、高齢者の孤立防止・生きがいづくりにつなげていきます。
- 「生活支援コーディネーター」を配置し、地域におけるさまざまなニーズの把握を行い、地域の担い手や関係機関へのつなぎ役として、地域で支え合い、課題解決に取り組む体制づくりを推進していきます。
- 区全体の「地域支えあいづくり協議体」、日常生活圏域ごとの「支えあいのまちづくり協議体」により、区民や関係機関、既存の地域資源とのネットワークを強化し、地域の課題解決につなげていきます。

問：住み慣れた地域で暮らし続けるために、これから高齢者保健福祉施策で中央区が力を入れていくべきものは何だと思いますか。【複数回答】（上位5項目を掲載）



- 「ひとり暮らし高齢者への支援」が最も多く、次いで「適切な介護サービスが受けられるための情報提供や相談体制の充実」、「家族の介護負担を軽減するための施策の充実」、「住民による見守り・声かけなどたすけあい活動」が多い。

資料：中央区「健康づくりと介護予防に関する調査」（令和元年度）

【施策を推進する主な事業】

	事業	内容
①	高齢者通いの場支援事業 (介護予防・日常生活支援総合事業) 【再掲】	高齢者の交流の場となる高齢者通いの場への参加を促し、社会参加・介護予防を促進するとともに、運営者に対して立ち上げ・運営について資金的支援などを行うほか、セミナーおよび交流会などの実施や、介護予防・フレイル予防推進員などによる介護予防（フレイル予防）に資する活動を支援しています。
②	虹のサービス (区民どうしのたすけあい家事サポート)	高齢や障害、出産などにより、日常的な家事にお困りの方(利用会員)を、地域の方(協力会員)がお手伝いする、たすけあい活動を行っています。
③	入退院時サポート	中央区社会福祉協議会「虹のサービス」の協力会員が、一人暮らし高齢者等に対して、病院への入院時から退院後 1 週間までの間、洗濯や買い物、話し相手、入退院時の付き添いなどのお手伝いをしています。(虹のサービス会員登録が必要となります。)
④	暮らしの困りごとサポート	日常生活での専門的な技術を要しない困りごとについて、シルバー人材センターの会員が出張してサポートを行っています。
⑤	生活支援コーディネーターによる取組の充実 (住民参加による支え合いの体制づくり) ★重点	生活支援コーディネーターを配置し、高齢者に対する生活支援・介護予防サービスの充実を図り、高齢者が孤立せず地域で支え合える体制づくりを推進しています。
⑥	地域支えあいづくり協議体・支えあいのまちづくり協議体の活用 (住民参加による支え合いの体制づくり) ★重点	生活支援コーディネーターや関係機関等が定期的に情報共有及び連携強化等を目的とした協議体を開催し、地域の支え合いの体制づくりに活用していきます。 また、転入等により新しい地域で暮らす高齢者が地域とつながるきっかけづくりなど協議体で出された課題の解決に向けて取り組んでいます。

★重点

事業	内容			
生活支援コーディネーターによる取組の充実（住民参加による支え合いの体制づくり）地域支えあいづくり協議体・支えあいのまちづくり協議体の活用（住民参加による支え合いの体制づくり）	京橋・日本橋・月島の3つの生活圏域ごとの生活支援等サービス体制を充実させ、地域のニーズ・課題を把握します。また、既存の地域資源に対するネットワークを強化させ、地域の特性を生かした資源開発や担い手の育成を行い、必要とされる生活支援・介護予防サービスにつないでいくなど、課題の解決につながる地域体制づくりを充実させていきます。			
3年間の事業目標 （計画） ＜地域体制づくり＞	令和2年度 （2020） 実績値	令和3年度 （2021）	令和4年度 （2022）	令和5年度 （2023）
	—	充実	充実	充実
参考指標	・相談件数 ・おとなりカフェちよこっと相談会開催回数 ・個別支援件数 ・地域支援件数 ・地域ささえあいサポーター養成講座の開催回数、参加者数 ・居場所づくり講座の開催回数、参加者数 ・グリーフサポート入門講座開催回数、参加者数 ・地域支えあいづくり協議体・支えあいのまちづくり協議体の開催回数、活動状況			

写真

コラム：生活支援コーディネーター

生活支援コーディネーターとは

一人暮らしや高齢者のみの世帯、認知症の高齢者が増加する中、高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けられるよう、生活支援・介護予防サービスを提供する住民主体の活動や地域の団体、企業などによる地域の支え合いの体制づくりを推進していきます。

役割

- 地域にあるさまざまなサービスを把握します
住民主体の活動、NPO、社会福祉法人、社会福祉協議会、町会、自治会、民間企業、行政など高齢者の生活を支えるサービス（地域資源）全般の把握に努めます。
- 地域に不足するサービスの支援を行います
地域に不足しているサービス（地域資源）に対し、既存団体等への働きかけや新たな団体の設立、担い手となる人材の育成を支援します。
- 地域資源となる団体間等のつながりを強化します
担い手となる人材・団体や関係機関等が定期的に情報を共有し、協力体制の強化を図り、地域の課題解決に向けた体制づくりを行います。
- 地域で求められているサービスと生活支援・介護予防サービスをマッチングさせます
地域でサービスを必要としている高齢者に対し、生活支援・介護予防サービスを提供する担い手、団体、関係機関へつないでいきます。

コラム：地域支えあいづくり協議体・支えあいのまちづくり協議体

高齢者が住み慣れた地域でいきいきと住み続けられる体制の整備を推進するため、生活支援コーディネーターや生活支援・介護予防サービスを提供する団体、区民等が集まり、定期的な情報共有及び連携強化のため協議体を設置しています。

地域支えあいづくり協議体（第一層協議体）

区全域を対象として、高齢者のニーズ、生活支援・介護予防サービス提供者等の情報を把握するとともに、既存サービスの活用、必要とされるサービスに関する議論を行い、地域づくりにおける意識の統一を図ります。また、サービスを提供する各団体等の情報交換や連携強化を促進します。

支えあいのまちづくり協議体（第二層協議体）

日常生活圏域を対象として、高齢者のニーズ、生活支援・介護予防サービス提供者等の情報を把握し、サービスを提供する各団体等の情報交換や連携強化を促進します。より身近な視点から高齢者が求めているサービスなど、圏域内の情報を把握し、地域の特性を生かして課題解決に向けた議論を行っていきます。

(3)相談・支援体制の充実

- おとしより相談センター（地域包括支援センター）を核とした総合支援体制を推進し、高齢者がいつでも身近な場所で気軽に相談でき、適切なサポートを受けられる環境づくりを推進していきます。
- おとしより相談センター（地域包括支援センター）については、適切な運営を図るための体制を推進することにより質の向上に努め、地域に密着した相談支援窓口の中核としての役割を促進していきます。
- 区民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応できるよう、区の関係部署や関係機関が連携して重層的に支援できるような体制を整備し、包括的な相談支援体制を構築していきます。
- 人口増加が見込まれる晴海地区において「晴海おとしより相談センター（仮称）」を整備し、相談体制を強化します。
- 高齢者に関係のある事業についてまとめた「高齢者福祉事業のしおり」や介護保険制度や区の独自のサービス等に関する手引き（「介護保険のてびき」「介護保険べんり帳」）等を配布し、高齢者やその家族に必要な情報をわかりやすく提供していきます。

【施策を推進する主な事業】

	事 業	内 容
①	おとしより相談センターを核とした総合相談支援	社会福祉士・主任介護支援専門員・保健師・認知症地域推進員などのおとしより相談センター職員が、高齢者のさまざまな相談を受け、適切な支援につなげていきます。また、在宅療養支援として、退院後の自宅での療養生活を円滑に始められるよう、医療機関などと連携して支援します。
②	おとしより相談センターの適切な運営・評価	おとしより相談センターの事業内容・活動内容について年度ごとの目標を設定するとともに、目標に対する到達度合等の評価を運営協議会の場で行い、PDCAサイクルにより効果的な運営を図ることにより、センターの質の向上、課題改善等につなげます。
③	晴海おとしより相談センター(仮称)の整備 ★重点	身近な場所で相談しやすい体制を整えるために、月島、勝どき（分室）に加えて、晴海地区に新たに分室の設置に向けた準備を進めます。
④	包括的相談支援体制の構築	区民の相談を身近な地域で包括的に受け止め、関係機関と連携し適切な支援につなぐ場を整備します。また、相談支援包括化推進員（仮称）を任命し、各相談支援機関における連携を強化するとともに、相談支援包括化推進連絡会議（仮称）を開催し、単独の相談支援機関では対応が困難な複合的な課題を抱える区民及びその区民が属する世帯への支援体制を強化しています。

⑤	高齢者サービスの普及・啓発	高齢者に関係のある事業についてのあらましをまとめた「高齢者福祉事業のしおり」や、介護が必要となったときに適切なサービスや支援を選択できるよう介護保険制度等をまとめた「介護保険のてびき」「介護保険べんり帳」を配布するとともに、地域の町会・自治会、区民活動グループ等を対象に出前講座を実施し、普及・啓発を行っています。
---	---------------	---

★重点

事業	内容			
晴海おとしより相談センター(仮称)の整備 新規	身近な場所で相談しやすい体制を整えるために、月島、勝どき（分室）に加えて、晴海地区に新たに分室の設置に向けた準備を進めます。令和6年度開設（予定）。			
3年間の事業目標 (計画)	令和2年度 (2020) 実績値	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
	—	工事準備	建築工事	建築工事

コラム：地域共生社会の実現に向けてー中央区の取組ー

「地域共生社会」とは「支援される側」「支援する側」という従来の関係を超え、人と人、人と社会がつながり、一人一人が生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的なコミュニティ、地域や社会のことです。

本区では、地域共生社会の実現を目指して、高齢者施策において取り組んできた地域包括ケアシステム（地域を基盤とした包括的支援の仕組み）を基本的な考え方として、子どもや障害者などの支援を必要とする人全体へと広げ、制度や分野を超えた共通の考え方として普遍化し、発展させていきます。

令和元年度に策定した「中央区保健医療福祉計画 2020」に基づき、この取組を推進していきます。

(4)避難行動要支援者対策の推進

- 防災イベントなどさまざまな機会を利用し、家具類転倒防止器具取付サービスについて周知を図り、利用促進に努めていきます。
- 災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障害のある方（避難行動要支援者）の支援について、防災区民組織や民生・児童委員、**マンション管理組合**などの地域の方や関係機関と連携し、一体となって支援体制の整備を進めていきます。
- 災害対策基本法に基づき地域の支援者に提供している「災害時地域たすけあい名簿」を、既存の組織だけでなく提供先を拡充するとともに、名簿を利用した安否確認や避難支援の体制づくりを進めるため、防災区民組織などを通じて広く地域に周知していきます。
- 災害時に通常の避難所では生活な困難な方が避難生活を送る福祉避難所について、**感染症対策も踏まえた**必要な物品を整備するとともに、関係機関との連携体制をより一層強化し、円滑な避難や避難所運営に取り組んでいきます。

問：あなたは、「中央区災害時地域たすけあい名簿」についてご存知ですか。



●約7割の人が「知らなかった」と回答している。

資料：中央区「健康づくりと介護予防に関する調査」（令和元年度）

【施策を推進する主な事業】

	事業	内 容
①	家具類転倒防止器具の設置	緊急時の対応が困難な高齢者を対象に、地震による家具類の転倒を防止するため、器具を取り付けるサービスを提供しています。
②	「災害時地域たすけあい名簿」の配付	災害時に自力で避難したり生活することが困難な方を登録し、災害に備えて本人の同意がある方の名簿情報を避難支援等関係者にあらかじめ提供し、自助・共助・公助の取組を推進しています。
③	避難行動要支援者支援体制の整備 ★重点	「災害時地域たすけあい名簿」などを活用し、支援体制の整備に向けた取組を防災区民組織など地域とともに進めています。
④	福祉避難所の整備	災害時に通常の避難所では生活が困難な要配慮者を受け入れるための物品の備蓄の充実や、円滑な避難所運営に向けた関係機関との連携体制強化を図っています。

★重点

事業	内容			
避難行動要支援者 支援体制の整備 新規	災害時に自力で避難したり生活することが困難な方を登載した「災害時地域たすけあい名簿」を作成しています。その名簿を活用した安否確認訓練を防災拠点や町会・自治会において実施するとともに、名簿を活用した体制づくりの取組を希望するマンション管理組合へ支援するなど、参考指標を踏まえながら、地域での災害時の支援体制を構築していきます。			
3年間の事業目標 (計画) <支援体制づくりの 取組団体>	令和2年度 (2020) 実績値	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
	—	増加	増加	増加
参考指標	・防災拠点の安否確認訓練実施拠点数、実施状況 ・マンション管理組合の名簿提供数 ・「避難行動要支援者の取組状況調査」において要支援者への支援に取り組んでいる団体数の割合			

目標 3 認知症ケアを推進します

現状と課題

本区の要介護・要支援認定者の約 61%は、見守りまたは介護が必要な認知症高齢者（日常生活自立度Ⅱ以上）です。その数は高齢者人口全体の約 13%を占めています。今後の後期高齢者の増加に伴い認知症高齢者はますます増加するものと見込まれており、認知症ケアの推進が重要な課題です。

認知症施策は、令和元年6月に策定された認知症施策推進大綱において、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」ことを意味する「予防」と「認知症の人が希望を持って認知症とともに生きる」「認知症があってもなくても同じ社会でともに生きる」ことを意味する「共生」を車の両輪として推進することが求められています。また、認知症になってからもできる限り住み慣れた地域で暮らし続けていくための障壁を減らしていく「認知症バリアフリー」の取組を推進していく必要があります。

運動不足の改善、糖尿病や高血圧症等の生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持等が、認知症の発症を遅らせることができる可能性が示唆されており、「高齢者通いの場」や「中央粋なまちトレーニング（略称：粋トレ）」のさらなる普及や生活習慣病対策を推進する必要があります。また、認知症について、相談できる体制を整備し、早期に認知症の受診・診断・治療がなされるよう支援することが重要です。

区の調査⁵では高齢者のうち 47.6%が認知症になっても住み慣れた家で暮らしたいと回答しており、自宅での生活を望んでいます。認知症になっても重症化を防ぎ、周囲の理解のもと、尊厳と希望をもって地域で生活していくことができることが重要です。そのためには、認知症に関する正しい知識を持って、認知症の方や家族を手助けする認知症サポーターを養成し、地域全体で認知症の方を支える体制づくりが不可欠です。併せて、認知症の方本人による情報発信の機会を設けることで、認知症に関する理解を促進していくことも重要です。新型コロナウイルス感染症の影響下では、対面での講座等の開催が困難なため、さまざまな方法で開催方法を工夫することが求められます。

さらに、一人暮らし高齢者が認知症となった場合などの成年後見制度の利用も視野に入れ、本人の意思を尊重した権利擁護の支援が重要です。成年後見制度を適切に利用し、本人の意思が最大限尊重され、尊厳をもってその人らしい生活を継続できるよう、「中央区成年後見制度利用促進計画」を本計画に包含し、制度の利用促進にかかる施策を推進していく必要があります。

⁵ 中央区「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」（令和元年度）問58

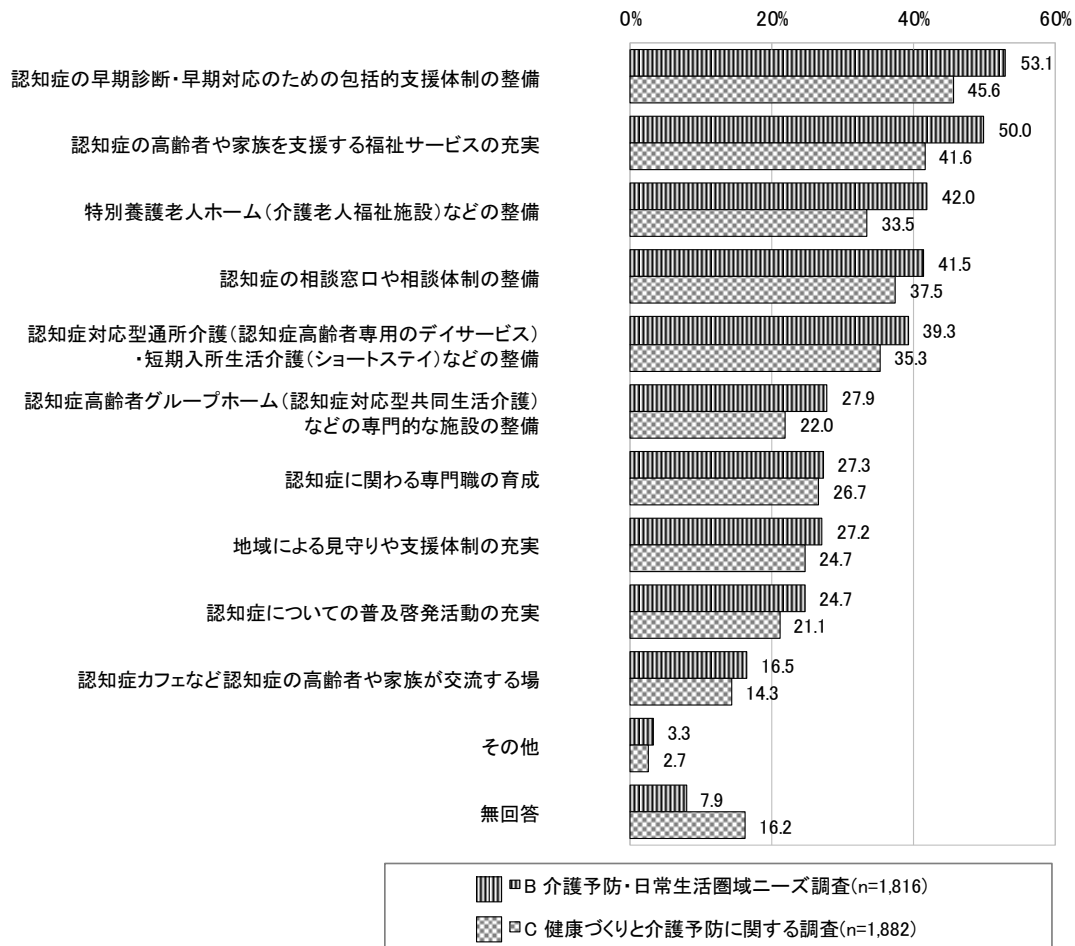
施策の方向性

(1) 認知症の相談・支援体制の充実

- 各おとしより相談センターに配置している「認知症地域支援推進員」を中心に、医療機関や地域の認知症サポーターなどと連携した総合的な相談・支援体制を推進していきます。
- 「認知症初期集中支援チーム」を活用し、認知症の初期の段階から適切な医療や介護サービスを利用できるよう、一人一人の状態に応じたきめ細かな支援を推進していきます。

問：あなたは、認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けるためには何が必要だと思いますか。

【複数回答】



- 「認知症の早期診断・早期対応のための包括的支援体制の整備」が最も多い。

資料: 中央区「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」(令和元年度)
中央区「健康づくりと介護予防に関する調査」(令和元年度)

【施策を推進する主な事業】

	事業	内容
①	認知症サポート電話およびおとしより相談センターにおける相談支援 ★重点	認知症相談のための専用電話を設置し、認知症の方やその家族等周囲の方の悩みや不安について、専門職による相談を受けています。匿名の相談も受け付けており、必要に応じて家庭訪問を行っています。また、身近な相談窓口としておとしより相談センターが相談を受け、必要な情報の提供とサービスにつないでいます。さらに、認知症の方を支える周囲の方々の相談支援も行っています。
②	「認知症初期集中支援チーム」による支援	認知症の早期診断・早期対応により、在宅で生活する40歳以上の区民で認知症が疑われる方または認知症の方の自立生活のサポートを効果的に行うため、認知症にかかる専門的な知識・技能を有する医師の指導のもと、複数の専門職によるチームで訪問支援対象者およびその家族を訪問、観察・評価し、家族の支援を含めた初期の包括的支援を行っています。
③	「認知症地域支援推進員」・「認知症支援コーディネーター」による認知症の方や家族等への相談支援	各おとしより相談センターの「認知症地域支援推進員」は、区の「認知症支援コーディネーター」と連携し、本人や家族、地域の方からの相談窓口となり、必要に応じて家庭訪問等を行うなど、適切な医療・介護サービスにつなげています。
④	認知症疾患医療センターとの連携	認知症の専門医療相談や診断へのつながりをスムーズに行うため、地域連携型認知症疾患医療センターの聖路加国際病院および同地域拠点型の順天堂大学医学部附属順天堂医院との連携を図っています。
⑤	認知症高齢者の見守りサービス 【再掲】	外出先で突然倒れたり、徘徊により保護された場合に身元確認を迅速に行うための「見守りキーホルダー」、「見守りアイロンラベル」および「おかえりPASS（パス）（行方不明高齢者情報提供シート）」の配布や、「徘徊高齢者探索システム費用の助成」などを通して、認知症高齢者やその家族を支援しています。
⑥	高齢者通いの場支援事業 (介護予防・日常生活支援総合事業) 【再掲】	高齢者の交流の場となる高齢者通いの場への参加を促し、社会参加・介護予防を促進するとともに、運営者に対して立ち上げ・運営について資金的支援などを行うほか、セミナーおよび交流会などの実施や、介護予防・フレイル予防推進員などによる介護予防（フレイル予防）に資する活動を支援しています。
⑦	生活習慣病予防 【再掲】	生活習慣病の知識はもとより、発症と進行に大きく関与する食習慣、歯と口の健康づくりや運動などの生活習慣全般に関する正しい知識を普及し生活習慣の見直しを進め、生活習慣病を予防することで、認知症予防につなげます。

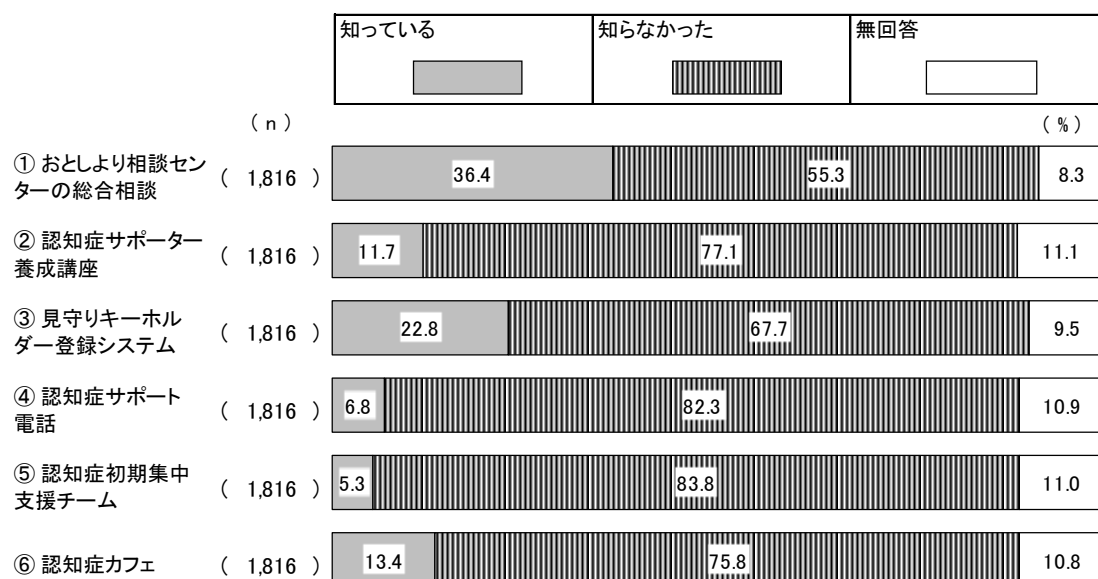
★重点

事業	内容			
認知症サポート電話 およびおとしより相談 センターにおける相談 支援	認知症カフェへの出張や匿名でも相談が可能な認知症サポート電話の周知強化により、認知症の不安がある本人や家族が相談しやすい環境づくりに努め、具体的なアドバイスや訪問などによる支援につなげていきます。			
3年間の事業目標 (計画) <相談窓口等の認知度>	令和2年度 (2020) 実績値	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
	—	充実	充実	充実
参考指標	・認知症サポート電話等相談件数 ・おとしより相談センターの相談件数 ・認知症高齢者数			

(2) 認知症に関する普及・啓発の推進

- 認知症について備え、認知症になっても早期支援が効果的に行われるよう、症状の進行にあわせた具体的なケア方法、利用できる医療・介護サービスおよび相談窓口などをまとめた「認知症ケアパス」について、情報を適宜更新するとともに広く普及させていきます。
- 認知症関連のパンフレット等を更新・拡充し、おとしより相談センターや区の専門職員が地域に出向いて講座を行う際などに活用するとともに、認知症サポーター養成講座の受講者拡大などにより、広く区民や在勤者の認知症に対する理解を深めていくため、より一層の普及・啓発に取り組んでいきます。
- 若年性認知症の方が、若年性認知症総合支援センターや若年性認知症コールセンター等による相談支援機関で、必要とする支援が受けられるよう普及・啓発に取り組んでいきます。
- 認知症カフェでの交流を通じて、本人の話を聞きとり周囲に発信することにより、認知症の方本人の意思を尊重し、それを活かして支援ができるよう取り組んでいきます。

問：中央区では、おとしより相談センター（地域包括支援センター）などとともに認知症についてさまざまな取組を行っています。あなたは次のような取組をご存知ですか。



- 「おとしより相談センターの総合相談」が最も多い。

資料：中央区「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」（令和元年度）

【施策を推進する主な事業】

	事業	内 容
①	認知症ケアパス「備えて安心！認知症」の活用	認知症の在宅支援に関する医療や介護の情報が体系的に掲載されており、「私のページ」では、今後の介護の希望などの気持ちの整理ができるほか、かかりつけ医等の関連機関の情報を得ることができます。高齢者向け講座や相談窓口等で配布・活用しています。
②	認知症関連パンフレット等を活用した出前講座の開催等	認知症啓発パンフレット「知って安心 認知症」、「認知症かな？と思ったら・・・」や東京都若年性認知症総合支援センターのご案内を相談窓口等で活用するとともに、専門職員による出前講座などを行っています。また、認知症の普及・啓発の取組として、「知って安心 認知症」を全戸配布します。
③	認知症の方本人の発信支援および認知症の理解促進	認知症カフェの運営を支援するとともに、認知症の方本人の話を聞くことにより、理解してほしいこと・サポートしてほしいことなどを周囲の人に発信できるよう支援していきます。また、その声を認知症サポーターステップアップ講座などで紹介することにより、認知症の理解促進を図ります。

コラム：認知症施策推進大綱

認知症はだれもがなりうるものであり、家族や身近な人が認知症になることなどを含め、多くの人にとって身近なものとなっている。認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進するため、令和元年6月国から認知症施策推進大綱が示されました。

本大綱の対象期間は、団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年までとし、具体的な施策にはKPI（目標）が設定され、策定後3年を目途に、施策の進捗を確認するものとしています。

具体的な施策の5つの柱と取組内容

①普及啓発・本人発信支援

- ・認知症に関する理解促進
- ・相談先の周知
- ・認知症の人本人からの発信支援

②予防

- ・認知症予防に資する可能性のある活動の推進
- ・予防に関するエビデンスの収集の推進
- ・民間の商品やサービスの評価・認証の仕組みの検討

③医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

- ・早期発見・早期対応、医療体制の整備
- ・医療従事者等の認知症対応力向上の促進
- ・介護サービス基盤整備・介護人材確保・介護従事者の認知症対応力向上の促進
- ・医療・介護の手法の普及・開発
- ・認知症の人の介護者の負担軽減の推進

④認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援

- ・「認知症バリアフリー」の推進
- ・若年性認知症の人への支援
- ・社会参加支援

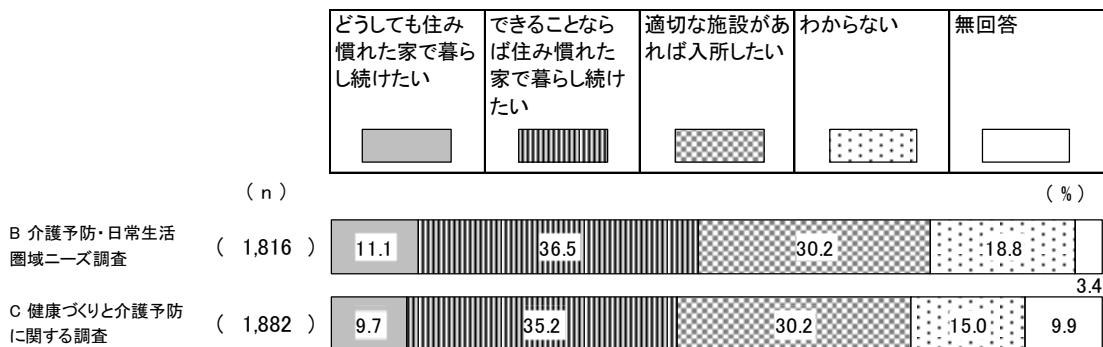
⑤研究開発・産業促進・国際展開

- ・認知症の予防、診断、治療、ケア等のための研究
- ・研究基盤の構築
- ・産業促進・国際展開

(3) 認知症の人を地域で支える体制の推進

- 認知症サポーター養成講座のオンライン化を含むさまざまな方法で開催し、認知症サポーターを養成していくとともに、受講者や受講企業等に対して、サポーターであるしるしとしてのステッカーを配布し、自宅や企業等に貼付してもらうことで、認知症の方が安心して暮らせるまちづくりを進めていきます。
- 区民のキャラバン・メイトを養成し、おとしより相談センターの支援のもと、認知症サポーター養成講座の講師として、認知症サポーターの育成を推進し、活動の場を広げていきます。
- 認知症サポーターや専門相談員、地域のさまざまな担い手とともに、認知症の方やその家族が身近な場所で安心して交流し、認知症カフェ（気軽に相談や情報発信ができる場）を支援し、認知症の方本人の発信の場をつくります。
- 行方不明高齢者捜索ネットワークを新たに構築することで、地域ボランティアや事業者による地域の見守り活動を強化し、地域全体で認知症の方やその家族を支える体制の整備を推進していきます。

問：あなたは、認知症になっても、住み慣れた家で暮らし続けたいと思いますか。



●約半数の人が「どうしても住み慣れた家で暮らし続けたい」または「できることならば住み慣れた家で暮らし続けたい」と回答している。

資料：中央区「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」（令和元年度）

【施策を推進する主な事業】

	事業	内容
①	認知症サポーター養成講座の開催 ★重点	「認知症サポーター養成講座」を企業や町会・児童館など幅広い年代を対象に、住民講座、 オンライン化を含むさまざまな方法 で開催し、地域で暮らす認知症の方や家族を日常生活の中でサポートする認知症サポーターの輪を拡大しています。講座を受講した団体・企業にサポーターのしるしとしてステッカーを配布し、地域へ発信していきます。 また、認知症の方やその家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援者をつなぐ仕組みであるチームオレンジの整備について、検討していきます。
②	認知症カフェ（気軽に相談できる場）への支援	専門相談員や地域のさまざまな担い手とともに認知症の方やその家族が身近な場所で安心して交流できる認知症カフェ（気軽に相談できる場）の支援を図るとともに、認知症の方本人からの発信の機会を作っていきます。
③	地域のボランティアによる見守り活動 【再掲】	民生・児童委員や地域のボランティア（あんしん協力員）による見守りを要する高齢者の戸別訪問、街中での声かけや電話・メール等を利用した安否の確認、ひとり暮らし等高齢者調査の活用など、高齢者の孤立、認知症、虐待、消費者被害の防止などの課題について地域全体で取り組み、支援を行っています。
④	協定締結事業者による見守り活動 【再掲】	宅配事業所などの事業者が通常業務を行う中で高齢者の異変を発見した場合には、協定に基づき、地域のおとしより相談センターと連携のうえ、高齢者を支援する見守り活動を実施しています。
⑤	認知症支援における地域ケア会議の活用	認知症高齢者が地域で住み続けられるよう、必要に応じて、おとしより相談センターが地域ケア会議を開催し、地域におけるサポート体制を強化しています。
⑥	行方不明高齢者検索ネットワーク 【再掲】 ★重点	行方不明高齢者の早期発見、事故の未然防止のため、認知症サポーターや見守り協定締結事業者による検索ネットワークを構築します。

★重点

事業	内容			
認知症サポーター養成講座の開催	認知症の正しい知識の啓発を幅広い年代に対して積極的に行い、地域全体が認知症の人や家族に対してサポートする環境づくりを進めます。また、講座を児童館などで開催し、子どもやその家族を対象に加えるなど、対象者を一層広げてサポーターの活躍を促していきます。また、ステップアップ講座等を通じて、認知症サポーターが地域の見守り活動や認知症カフェ運営などの活動に参画することを促していきます。また講座の講師役であるキャラバン・メイトの活動を支援していきます。			
3年間の事業目標 (計画) <平成 18 年度からの延べ認知症サポーター数>	令和 2 年度 (2020) 実績値	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)
	—	17,000 人	18,000 人	19,500 人

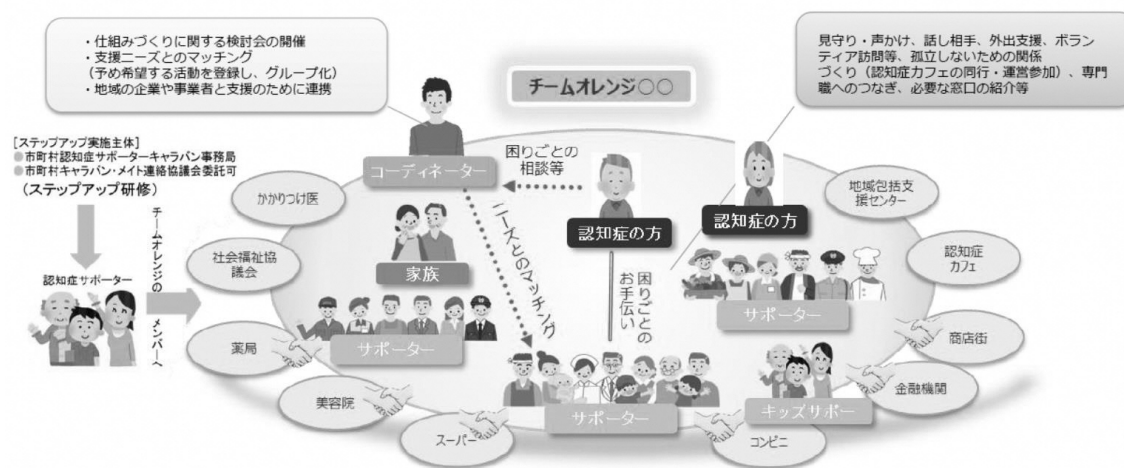
★重点

事業	内容			
行方不明高齢者搜索ネットワークの構築 新規	行方不明高齢者の早期発見、事故の未然防止のために、区が行方不明高齢者の情報を共有できる ICT を活用し、見守り活動団体・見守り協定締結事業者や認知症サポーター等と連携して搜索できるネットワークを構築します。			
3年間の事業目標 (計画)	令和 2 年度 (2020) 実績値	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)
	—	検討	実施	拡大
参考指標	・行方不明高齢者搜索ネットワーク登録者数			

コラム：チームオレンジ

チームオレンジとは、市町村がコーディネーターを配置し、地域において把握した認知症の方の悩みや家族の身近な生活支援ニーズ等と認知症サポーターを中心とした支援者をつなぐ仕組みとして、地域ごとに整備する取組です。国では令和元年度より、認知症サポーター活動促進事業を実施しています。

この取組を通じて、認知症当事者も地域の一員として、社会参加することを後押しするとともに、認知症サポーターの更なる活躍の場を整備していきます。

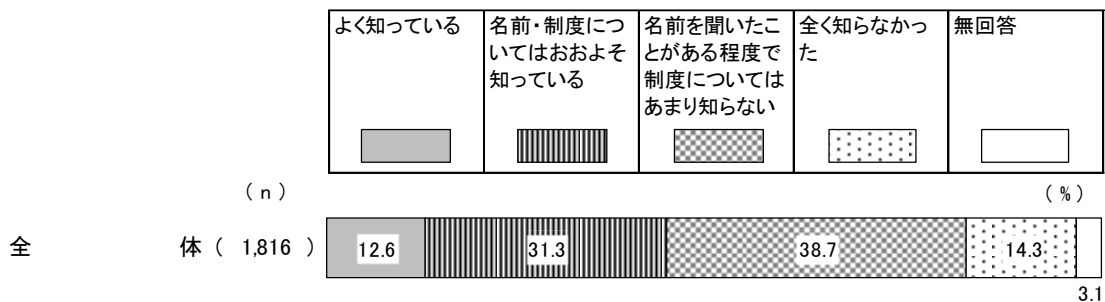


出典：厚生労働省ホームページ

(4) 権利擁護の推進

- リーフレット等の活用により、成年後見制度の普及・啓発を推進し、成年後見制度の利用促進を図ります。
- 成年後見制度の利用が必要な高齢者の早期発見・早期支援につなげるため、関係機関等と連携し、地域連携ネットワークを構築します。
- 社会貢献型後見人等を育成するため、養成研修やフォローアップ研修を実施して、担い手を養成するとともに、後見等の受任を促進します。
- 町会・自治会や高齢者クラブ等を対象とした消費生活講座等を開催し、消費生活全般や消費者トラブルの未然防止を図っていきます。
- 高齢者虐待防止法に定められる身体的虐待、ネグレクト、経済的虐待といった虐待について、区と関係機関が緊密に連絡をとりながら、虐待防止と適切な支援・連携が行われる体制の整備を推進していきます。

問：あなたは、「成年後見制度」について内容をどの程度ご存知ですか。



●約半数の人が成年後見制度を「あまり知らなかった」または「全く知らなかった」と回答している。

資料：中央区「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」(令和元年度)

【施策を推進する主な事業】

	事業	内容
①	成年後見制度の普及・啓発	成年後見制度の利用促進を図るため、ホームページやリーフレット、区内のイベント等において、成年後見制度の基本的な仕組みや申立費用・報酬助成制度の周知をしています。
②	成年後見制度の利用支援	誰もが成年後見制度を安心して利用できるようにするため、本人の意思を最大限尊重した適時適切な制度利用の促進、地域関係者と連携した相談体制の強化、支援方針の検討等への司法・福祉専門職の参加などを行っています。
③	社会貢献型後見人等の養成および受任促進 ★重点	社会貢献型後見人等候補者を養成するため、養成研修、フォローアップ研修等を実施しています。また、養成研修を修了した社会貢献型後見人等候補者の活動の機会を増やすため、後見等の受任を促進していきます。

	事業	内容
④	区長申立ての実施	認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な人の権利を擁護するため、成年後見等開始の審判請求を行う配偶者および4親等以内の親族がいない場合などに、親族に代わって区長が家庭裁判所に審判の請求を行う区長申立てを実施しています。
⑤	地域連携ネットワークの構築および中央区権利擁護支援推進協議会（仮称）の設置	本人および後見人等を支える医療・福祉・地域の関係者等からなるチームを相談機関、専門職、行政等が一体的に連携・協力して支援するため、地域連携ネットワークを構築します。区および成年後見支援センター「すてっぴ中央」が連携し、中核機関として、専門職による専門的助言等の支援の確保、地域連携ネットワークの運営および地域における連携・対応強化の継続的な推進を行います。 また、地域連携ネットワークの機能・役割が適切に果たせるような体制づくりを進めるための合議体として、中央区権利擁護支援推進協議会（仮称）を設置します。
⑥	高齢者虐待相談	高齢者虐待に関する通報・相談窓口の啓発のほか、虐待が疑われるケースについては、関係機関と連携して問題解決に向け迅速に対応しています。また、ホームページ、パンフレット等による普及・啓発を通じて、幅広く区民、事業者等への理解を促進します。

★重点

事業	内容			
社会貢献型後見人等の養成および受任促進 新規	社会貢献型後見人等候補者を養成するため、養成研修、フォローアップ研修等を実施しています。また、養成研修を修了した社会貢献型後見人等候補者の活動の機会を増やすため、後見等の受任を促進していきます。			
3年間の事業目標 （計画） <平成 27 年度からの延べ受任件数>	令和 2 年度 （2020） 実績値	令和 3 年度 （2021）	令和 4 年度 （2022）	令和 5 年度 （2023）
	—	11 件	12 件	13 件

コラム：成年後見制度

成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が不十分なため、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだりすることが難しい人を後見人等が代理し、財産を管理したり必要な契約を締結したりして本人を法的に支援する制度です。

成年後見制度は、大きく分けると「法定後見制度」と「任意後見制度」の2つがあります。

法定後見制度は、既に判断能力が不十分となっているときに、家庭裁判所に申立てをすることにより、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人が、本人を代理して財産や権利を守り、本人を保護・支援する制度です。法定後見は、判断能力の程度など本人の事情に応じて、「後見」「保佐」「補助」の3つに分かれています。

任意後見制度は、本人が十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人(任意後見人)に、自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務について代理権を与える契約(任意後見契約)を結んでおく制度です。

	後 見	保 佐	補 助
対象者	判断能力が全くない人	判断能力が著しく不十分な人	判断能力が不十分な人
申立てができる者	本人、配偶者、4親等内の親族、区市町村長等		
同意又は取り消すことができる行為	原則として全ての法律行為（日常生活に関する行為を除く。）	借金、相続の承認など民法第13条第1項に規定する行為のほか、裁判所が定める行為（日常生活に関する行為を除く。）	申立てにより裁判所が定める行為（民法第13条第1項に規定する行為の一部に限る。日常生活に関する行為を除く。）
代理することができる行為	原則として全ての法律行為	申立てにより裁判所が定める行為	申立てにより裁判所が定める行為

目標 4 在宅療養の支援を推進します

現状と課題

東京都保健医療計画（平成 30 年 3 月改定）によると、本区が位置する区中央部保健医療圏域の特徴は、医療療養病床⁶数は都平均の約 5 割、介護療養病床⁷数は都平均の約 3 割である一方、高度医療提供施設が集積しさまざまな地域から患者が流入していると言われています。東京都が平成 28（2016）年 7 月に策定した「地域医療構想」に基づく、2025 年に向けた病床の機能分化・連携の影響により、さらに自宅や居住系介護施設などで医療・介護サービスの提供を受けながら療養生活を送り最期を迎える方が増加することが予想されます。

地域の医師会等と緊密に連携しながら、かかりつけ医の普及・定着を進め、在宅医療や感染症発生時・災害時の対応において、必要とする医療サービスが切れ目なく最期まで提供される環境を整備していくことが重要です。

医療的ケアを必要とする要介護者の在宅療養生活の継続や看取りのニーズに応えるには、地域における医療・介護の関係機関が連携して、さらに包括的・一体的な在宅医療・介護サービスを提供することが求められます。

区の調査⁸では区内の医師会、歯科医師会、薬剤師会の会員のうち、在宅療養支援を推進するために必要なこととして、「医療関係者と介護関係者が情報交換できる場を確保する」が 26.8%と上位にあり、顔の見える関係づくりの場の提供、またそれらへの参画を促す取組も重要です。

介護が必要になっても自宅で暮らし続けたいという高齢者が多い中、自分らしく最期まで安心して在宅療養生活を送るためには、本人や家族をはじめ広く区民に在宅療養が必要になったときの医療や介護サービスの適切な選択や、人生の最終段階の過ごし方を考え、家族等や医療・ケアチームと話し合い共有していくACP（人生会議）の取組や在宅療養について普及・啓発を図ることが重要です。

⁶ 主として長期にわたる療養が必要とする患者のための病床（医療保険が適用）

⁷ 主として長期にわたる療養が必要とする患者のための病床（介護保険が適用）

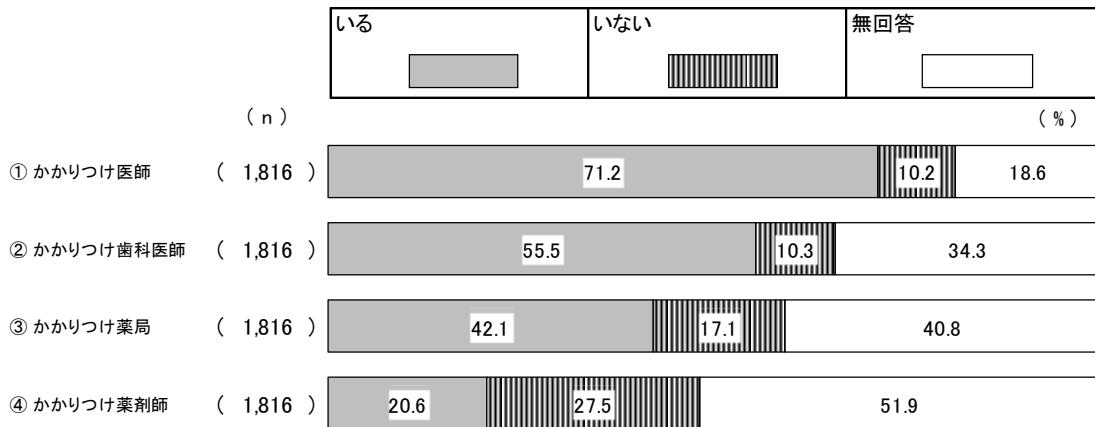
⁸ 中央区「在宅医療・介護に関する調査」（令和元年度）問29

施策の方向性

(1) 安心・安全な医療の確保

- 健康状態や生活機能の低下のサインを早期に発見できるよう、区内の医師会・歯科医師会・薬剤師会との緊密な連携のもと、「かかりつけ医MAP」の配布などにより、かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬局の普及・定着を促進していきます。
- 医師会等との連携強化により、在宅医療が必要になったときから看取りまで行うことができる医療体制の確保に取り組み、身近な地域で適切な医療が受けられる環境づくりを進めていきます。
- 休日等応急診療所などの緊急時の医療体制を引き続き確保していきます。また、在宅療養者本人およびその介護者の緊急時に対応できるよう、在宅療養支援病床や医療対応の緊急ショートステイの確保による切れ目のない支援体制を維持します。
- 特別養護老人ホームへの看護職員の雇用費の助成などにより、高度な医療を必要とする高齢者の受入れを促進していきます。
- 感染症・災害発生時に医師会等と連携を図り、初動期の医療救護体制の強化および医薬品の確保をはじめとした応急救護体制を充実させていきます。

問：あなたは、普段から治療を受けたり、日常の健康についての相談・指導を受けることができる、かかりつけの医師、歯科医師、薬局、薬剤師がいますか。



●約7割の人が「かかりつけ医師」がいると回答している。

資料：中央区「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」(令和元年度)

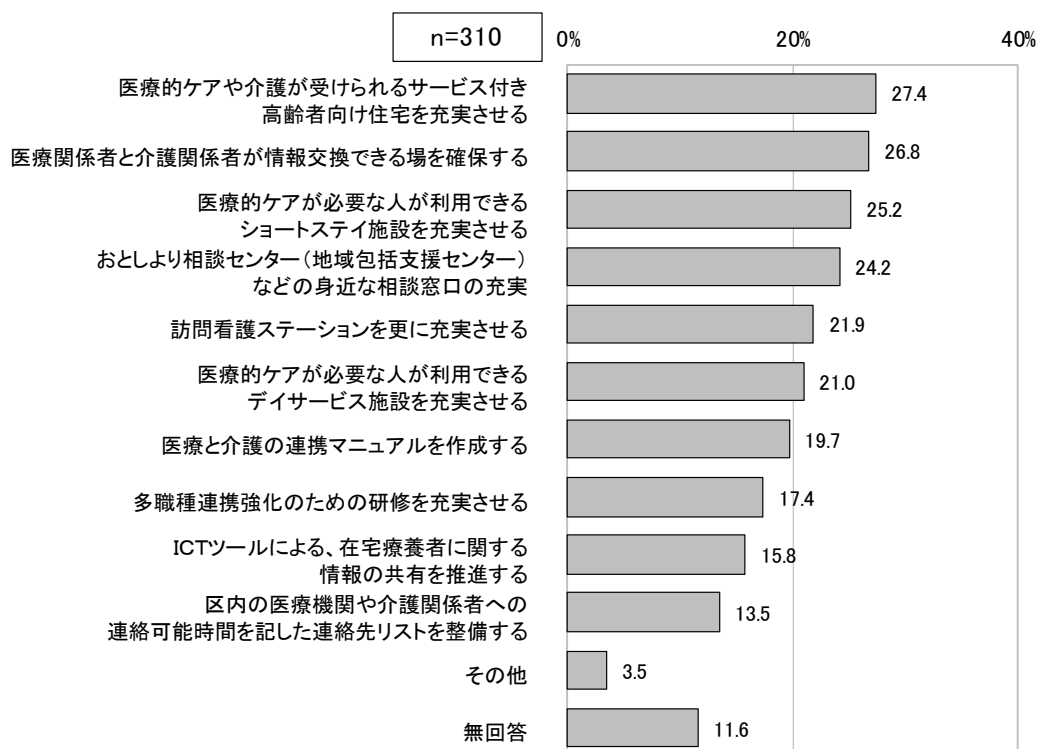
【施策を推進する主な事業】

	事業	内 容
①	「かかりつけ医MAP」 「かかりつけ歯科医マップ」の配布	医療相談窓口を設置するとともに、「かかりつけ医等のマップ」を配布して区内医療機関の情報をわかりやすく提供し、かかりつけ医等の普及・定着を図っています。
②	地域医療体制整備のための医師会等との連携	病床の機能分化などの状況を勘案し、今後の訪問診療、訪問歯科診療、訪問薬剤管理指導などの在宅医療ニーズに関して医師会等と連携を強化し、地域医療体制の整備に向けた協議を行っています。
③	休日等診療	区内の医師会、歯科医師会、薬剤師会の協力のもと、休日等における急病患者に対する診療（内科・歯科等）および調剤サービスを提供するとともに、入院施設を確保し、休日応急診療所からの転送にも対応しています。
④	在宅療養支援病床の確保	在宅療養をしている要介護高齢者などの病状が急変し、かかりつけ医が入院を要すると診断した場合、入院して適切な治療が受けられるよう、区内および隣接区の病院3カ所に緊急一時入院のための病床を確保しています。
⑤	医療対応の緊急ショートステイサービス	家族等介護者の緊急時などに利用できる医療対応のショートステイサービスを提供し、切れ目のない支援体制を確保しています。
⑥	特別養護老人ホーム看護職員雇用費用の助成	区内の特別養護老人ホームの運営事業者に対し、看護職員を雇用する経費を助成し、看護職員の配置を促進することにより、経管栄養などの医療処置を必要とする入所希望者の受入れを促進しています。
⑦	災害時の応急救護体制の整備	災害発災時においては、医師会・歯科医師会・薬剤師会・柔道整復師会と連携し、傷病者に対する応急処置や災害拠点病院などへの転送の適否等迅速な対応ができるよう初動体制を構築するとともに、薬剤師会との連携による医薬品の確保も図っています。

(2) 医療と介護の連携による在宅療養支援の推進

- 「中央区在宅療養支援協議会」において、医療と介護の連携ネットワークの効果的な運用、必要なサービス等の整備などについて協議を行い、医療的ケアを必要とする在宅要介護高齢者やその家族の在宅生活を支援するための体制整備を強化していきます。
- 医療機関や介護事業者を対象とした日常の療養支援、看取り、認知症の対応力強化など在宅療養にかかる課題についての研修会の開催や多職種連携支援の手引きを作成してその活用を促進するとともに、ICTを活用するなどし、医療・介護の連携強化と在宅療養についての技能や知識の普及・啓発を図っていきます。
- 医療・介護サービス資源を分かりやすく整理し、区ホームページやパンフレットなどを通じて広く区民に対する情報提供を行っていきます。
- 医療・介護サービスの関係機関の連携強化および情報共有の支援を強化するため、おとしより相談センターの連携支援窓口機能の強化を図っていきます。

問：医療と介護を一体的に提供し、在宅療養支援を進めていくため、医療機関、介護サービス事業者、行政はどのようなことに取り組むことが必要だと思いますか。【複数回答：3つまで】



- 「医療的ケアや介護が受けられるサービス付き高齢者向け住宅を充実させる」が最も多く、次いで「医療関係者と介護関係者が情報交換できる場を確保する」が多い。

資料：中央区「在宅医療・介護に関する調査」(令和元年度)

【施策を推進する主な事業】

	事業	内容
①	在宅療養支援協議会の開催	学識経験者、医療関係団体、主任介護支援専門員等により構成される「中央区在宅療養支援協議会」において、医療と介護の連携ネットワークの効果的な運用、必要なサービス等の整備について協議を行っています。
②	医療・介護サービス従事者の多職種連携	医療ニーズの高い要介護高齢者の支援体制のあり方などを示した「在宅療養支援（要介護高齢者）の手引」を活用するとともに、ICT（情報通信技術）を活用した多職種連携体制の構築（情報共有ツールの導入）を支援し、医療と介護関係者の連携を図っています。
③	「医療と介護の関係者の交流の場」の開催 ★重点	医師、看護師、ケアマネジャーなどの専門職を対象としたグループワーク研修を区やおとしより相談センターが中心となって開催し、多職種のチームで在宅療養生活を支えるための課題や支援策について意見交換を行う場を提供しています。
④	医療・介護サービス資源の把握および情報提供	在宅療養支援診療所の届出を行っている医療機関をはじめ、訪問看護ステーションなど、在宅療養の関係機関の情報（所在地、連絡先など）をリスト化してホームページなどで情報提供しています。

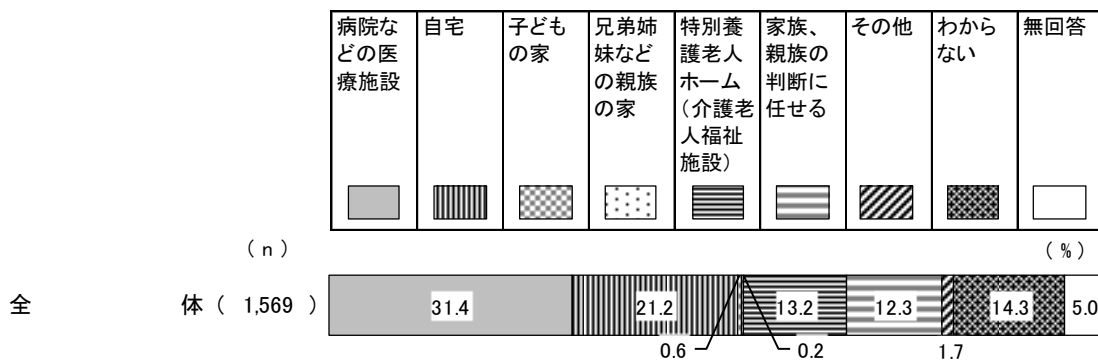
★重点

事業	内容			
「医療と介護の関係者の交流の場」の開催	在宅医療を受け持つ医師、歯科医師、薬剤師、訪問看護師とケアマネジャーや介護サービス従事者の交流の場として、多職種連携研修を開催し、顔の見える関係づくりの場を提供していきます。これにより、医療と介護の連携をよりスムーズにして、安心して在宅療養を継続することができるようにしていきます。			
3年間の事業目標（計画） <開催回数>	令和2年度（2020） 実績値	令和3年度（2021）	令和4年度（2022）	令和5年度（2023）
<平成23年度からの延べ参加者数>	—	6回 1,050人	6回 1,150人	6回 1,300人

(3)在宅療養の普及・啓発

- 一人一人が、在宅での療養が必要となったときの、在宅医療や介護サービスの適切な選択方法や人生の最終段階の過ごし方を考え、家族等や医療・ケアチームと話し合い共有していくACP（人生会議）、看取りなどをテーマとしたシンポジウムや講演会を開催し、在宅療養のより一層の普及・啓発に取り組んでいきます。
- リーフレットの活用などにより、本人や家族等に本人が望む医療やケアについて前もって考えることの大切さを伝えるとともに、ケアマネジャー連絡会・研修会を通じて、ACP（人生会議）の重要性について普及・啓発を図っていきます。

問：あなたは、病気が治る可能性がなくなり、終末期になった場合、どこで介護を受けたいと思いますか。



- 「病院などの医療施設」が最も多く、次いで「自宅」が多い。

資料：令和元（2019）年「中央区高齢者の生活実態調査」

【施策を推進する主な事業】

	事業	内容
①	区民向け在宅療養支援シンポジウムおよび講演会の開催 ★重点	区民を対象としたシンポジウム、講演会の開催や区民向けリーフレットを作成・配布し、在宅療養や在宅での看取り、ACP（人生会議）などに関する普及・啓発を行っています。
②	在宅療養支援訪問看護事業	在宅療養生活の中核を担う訪問看護サービスの利用を促進するため、導入を迷っている利用者や家族が体験的に利用できるお試しサービスを提供することにより、利用を後押ししています。
③	訪問歯科・薬剤管理サービスの普及・啓発	在宅要介護者などが自宅で必要な歯科診療や専門的口腔ケアを受けられる訪問歯科診療や、薬剤師が訪問して服薬指導や支援を行う訪問薬剤管理指導などの在宅医療サービスについて、歯科医師会や薬剤師会と連携し、普及・啓発を図っています。

★重点

事業	内容			
区民向け在宅療養支援シンポジウムおよび講演会の開催	区民を対象としたシンポジウムや講演会を開催することにより、さらに多くの区民が在宅療養や在宅での看取りなどに関するイメージを持ち、自分のこととして考えてもらえるようにしていきます。			
3年間の事業目標 (計画) <開催回数>	令和2年度 (2020) 実績値	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
<平成23年度からの延べ参加者数>	—	2回 1,350人	2回 1,450人	2回 1,600人

コラム：ACP（人生会議）

アドバンス・ケア・プランニング（Advance Care Planning：ACP）とは、意思決定能力が低下する場合に備えて、本人を主体に、家族や親しい人、医療・介護従事者、介護サービス提供者などと一緒に、あらかじめ、本人の希望や価値観に沿った生活や医療・ケアについて繰り返し話し合い、共有する取組です。

国では、ACPに「人生会議」という愛称をつけ、「もしものとき」について話し合うことを進めています。必ずしも誰しもがACPを行わなければならないということではありませんが、本人の価値観や希望に添った医療・ケアが実現することを目指しています。

目標 5 介護サービスの充実と人材確保を推進します

現状と課題

介護保険サービスは、介護を要する高齢者の身の回りの世話をするというだけではなく、高齢者の尊厳を保持し、自立した日常生活を支援することを理念としています。一人一人が状態に応じた適切なサービスを受け、介護が必要になっても住み慣れた自宅での生活を続けられるよう支援するためには、介護保険サービスや区独自のサービスを充実し、在宅介護生活の継続を支援していくことが重要です。

介護が必要となった方の重度化を防止しつつ、自宅で介護保険サービス等を安心して受けるためには、介護事業者への実地指導や地域ケア会議を活用したケアマネジャーへの支援などにより、介護事業者等の質の向上を進めていくことが不可欠です。

さらに、台風や豪雨、地震などの自然災害や感染症が発生した状況下においてもサービス提供の継続が求められることから、日頃から災害や感染症の発生を想定した備えが必要です。感染症拡大防止や災害対策に係る研修や発災を想定した訓練を定期的の実施し、介護事業者と緊密に連携して、必要物品の備蓄や非常時の人員体制などについて確認し、体制を整備することが必要です。

介護人材の確保の点では、都心区である本区は、介護事業者において、人材不足が顕在化しています。区の調査⁹では居宅サービス事業者の46.1%、施設サービス事業者の89.6%が介護職員の不足を感じています。また、令和7（2025）年以降、担い手となる現役世代の減少が見込まれるなかで、介護職合同就職相談・面接会の開催や介護職員などへの宿舍借上支援等により介護人材を確保し、定着支援を継続していく必要があります。

また、介護事業者への支援だけでなく、自宅で介護をしている家族等への支援も推進する必要があります。「介護離職ゼロ」を目指し、介護と仕事の両立を支援するためには、介護者の休息（レスパイト）や情報交換、悩みの共有などを図る場の提供が求められます。介護者同士の交流会の開催やショートステイサービスの提供など、介護と仕事の両立を希望する介護者の不安や悩みに応える相談機能の強化・支援を推進していくことが重要です。

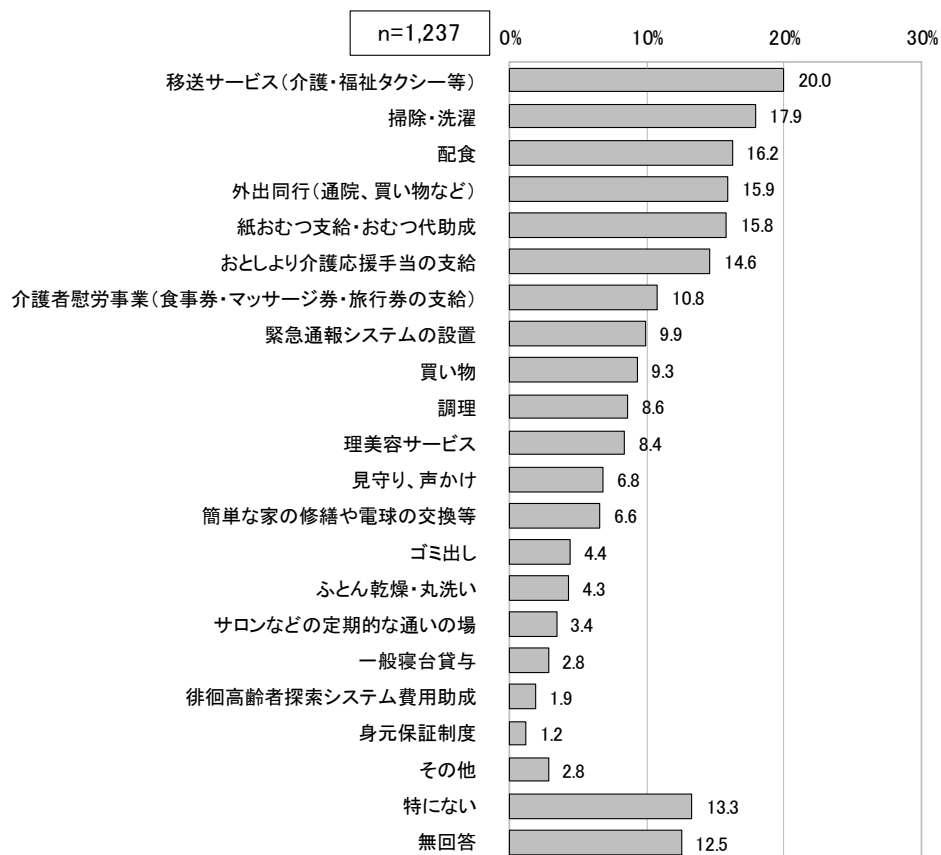
⁹ 中央区「居宅サービス事業所調査」（令和元年度）問15、中央区「施設サービス事業所調査」（令和元年度）問16

施策の方向性

(1)在宅生活を支えるサービスの充実

- 中重度の要介護高齢者および認知症高齢者の増加に対応していくため、「小規模多機能型居宅介護」の普及・啓発に取り組みます。
- 重度者をはじめとした要介護者の自宅での生活を支えるため、日中・夜間を通じて訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、定期巡回と随時の対応を行う「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」の周知を図り、利用を促進していきます。
- 入浴サービス、紙おむつの支給等の介護保険サービスの種類や量を補う区独自のサービスについては、サービス給付の現状分析やニーズに応じた見直しを行いながら、自宅での生活の継続を支援していきます。
- 自立支援・重度化防止を推進するため、介護保険で実施する生活期リハビリテーションサービスの提供体制のあり方を検討していきます。
- ショートステイを提供することで、要介護者の心身機能の維持を図ります。
- 無理なく在宅介護を続けられるよう、緊急時に対応する緊急ショートステイやミドルステイなどによる切れ目のない支援を推進していきます。

問：あなたが、今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス（現在利用しているが、さらなる充実が必要と感じる支援・サービスを含む）は何ですか。【複数回答：3つまで】



- 「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」が最も多い。

資料：中央区「介護保険サービス利用状況等調査【居宅サービス利用者】」（令和元年度）

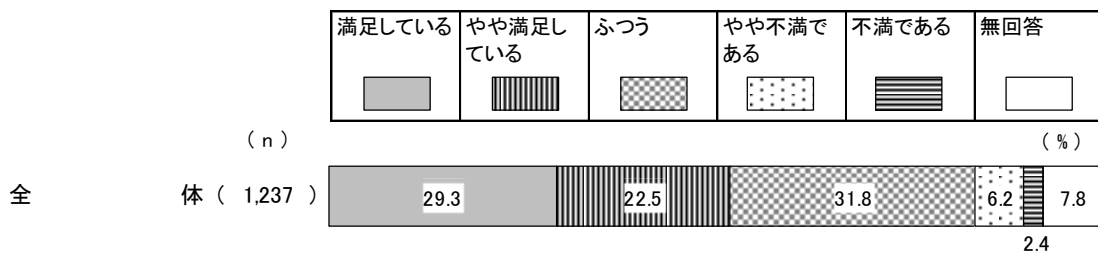
【施策を推進する主な事業】

	事業	内容
①	「小規模多機能型居宅介護」の普及およびサービス確保の検討	「通い」を中心に、なじみのスタッフによる「訪問」や「宿泊」を柔軟に組み合わせた定額の地域密着型サービスである「小規模多機能型居宅介護」については、区内３カ所の事業所（定員 79 人）の普及・啓発を図っています。また、区民ニーズの動向や地域バランスを踏まえたサービス提供体制の確保について検討しています。
②	「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」の普及およびサービスの確保	日中・夜間を通じて訪問介護と訪問看護が連携して定期巡回および利用者からの連絡による随時の対応を提供する地域密着型サービス「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」については、今後のサービス提供体制の確保について検討しています。
③	区独自の在宅サービスの提供	生活援助サービス、理美容サービス、ふとん乾燥・丸洗いサービス、紙おむつの支給等、介護保険サービスの種類や量を補う区独自のサービスを提供しています。
④	リハビリテーション提供体制のあり方の検討	地域が目指すべきリハビリテーションサービス提供体制の構築に向けて、介護事業所の数や利用率のデータなどを活用して地域の実態や課題の分析を進めていきます。
⑤	ショートステイ（短期入所生活介護）サービスの提供	在宅で生活する要介護者とその家族支援を拡充するため、特別養護老人ホームに短期間入所して日常生活の世話や機能訓練を受けるショートステイサービス（7 事業所 65 床）を提供しています。
⑥	緊急ショートステイ・ミドルステイサービスの提供	介護者が入院するなどの緊急時に利用できる緊急ショートステイおよび要介護度 4，5 で特別養護老人ホームの申込者が利用できるミドルステイサービスを提供しています。

(2)介護保険サービスの質の向上

- 自立支援・重度化防止に資する適切なケアマネジメントが行われるよう、ケアプラン点検を推進し、介護事業所への実地指導を強化することで、より一層の給付の適正化を図っていきます。
- 地域ケア会議（資質向上型）を通して、支援内容の改善やケアマネジャーをはじめとした専門職の資質の向上を図っていきます。また、おとしより相談センターが地域のケアマネジャーの個別相談に応じるとともに、研修会を開催し、個々の能力が向上するよう支援していきます。
- 地域密着型サービスの適切な運営を図るために、学識経験者をはじめ、医療関係団体の構成員などで構成される介護保険地域密着型サービス運営委員会を開催し、**区内外の地域密着型サービス事業者の指定状況について報告を行います。**
- 介護事業者が希望するテーマに沿った各種研修会の開催や事業者支援関連システム（ケア倶楽部）などを活用して、「介護保険サービス事業者連絡協議会」の活動を支援し、介護事業者の質の向上を図るとともに相互の連携を強化していきます。
- 近年の災害発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、感染症・災害発生時に介護事業者と連携を図るために、感染症・防災対策に係る研修や訓練を実施していきます。
- 介護サービス相談員が定期的に介護施設へ訪問し、利用者や家族の話を聞き、施設職員と話をすることで、利用者の不安を解消するとともに、介護施設のサービスの向上を推進していきます。

問：あなたは、現在のケアプランに満足していますか。



●約半数の人が「満足している」または「やや満足している」と回答している。

資料：中央区「介護保険サービス利用状況等調査【居宅サービス利用者】」（令和元年度）

【施策を推進する主な事業】

	事業	内容
①	介護給付の適正化 ★重点	ケアプランの内容について利用者の自立支援の観点から過不足なくサービスが提供されているか介護給付適正化指導調整専門員による点検を行っています。また、介護事業者の不正請求を防ぐため「介護給付費通知」を送付するなど、給付の適正化を図っています。
②	介護事業所への実地指導の実施	良質な介護サービスを提供するために、介護事業所を訪問しながら実地指導を実施し、人員・設備・運営等の基準を満たしているか、適正にサービスが提供されているかなど、介護事業所の運営等に関して指導・助言等を行っています。また、東京都と連携し、介護事業所の指導監督体制の充実を図っています。
③	地域ケア会議の開催 ★重点	おとしより相談センターが中心となり、地域住民や医療・福祉・介護関係者などの参加のもと、普及啓発型、問題解決型および資質向上型の地域ケア会議を開催しています。関係機関との情報共有や介護保険制度、高齢者福祉サービスの普及・啓発のほか、地域におけるニーズの把握や高齢者個々の事情に応じたきめ細かい支援につなげています。
④	介護保険地域密着型サービスの適切な運営	介護保険地域密着型サービスの質の確保、サービスの適正な運営および介護事業者の公正・公平な指定を図るため、学識経験者、医療関係団体の構成員、介護事業者代表、福祉関係団体の構成員、被保険者代表等で構成する介護保険地域密着型サービス運営委員会を設置しています。
⑤	ケアマネジャーの支援	おとしより相談センターが地域のケアマネジャー等からの個別相談に応じるとともに、研修会を開催し、個々のスキルアップを図るほか、相互のネットワークの構築を促しています。また、地域ケアマネジメント力の向上のため、その中心的な役割を担う主任ケアマネジャーの意見交換や後進育成の場を提供し、連携を支援しています。
⑥	介護事業者の支援	介護保険サービス事業者連絡協議会(以下、「協議会」という。)の主体的な運営を支援し、介護事業者を対象に、専門的知識・技能の向上および関係者間の連携構築・強化を図るため、医療・介護連携等さまざまなテーマの研修会を開催しています。また、協議会会員向けに区から迅速な情報を提供したり、国や都などから発信される最新情報を共有したりするため、令和元年度から事業者支援関連システム(ケア倶楽部)を導入し、区と介護事業者間の更なる連携強化を図っています。

	事業	内容
⑦	介護事業者と連携した災害・感染症対策に係る体制整備	介護事業者向けに感染症対策・備蓄等の災害対策に係る研修を実施するとともに、区と介護保険サービス事業者連絡協議会との間で「要介護高齢者の安否確認等に関する協定書」を締結し、災害発生を想定した訓練の実施等を通じて支援体制整備に取り組んでいます。
⑧	福祉サービス第三者評価受審費用の助成	介護事業者に対して、福祉サービス第三者評価の受審に要した費用の一部を助成する事業の普及を図ることにより、介護事業者の受審を促進しています。
⑨	介護サービス相談員派遣事業	介護サービス相談員養成研修を修了した相談員が介護施設で利用者や家族の話を聞き、利用者や家族への情報提供や助言、施設職員との話し合いを通じて疑問や不安の解消を図っています。

★重点

事業	内容			
介護給付の適正化	専門員によるケアプラン点検の実施結果について、事業者連絡会やケア倶楽部で周知・共有し、第5期介護給付適正化計画に基づく適正化事業に積極的に取り組んでいきます。受給者が真に必要なサービスを提供するよう促し、適切なサービスの確保を図ることにより、資源や費用の効率化につなげていきます。			
3年間の事業目標 (計画) <ケアプラン点検実施 件数>	令和2年度 (2020) 実績値	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
	—	12件	15件	18件

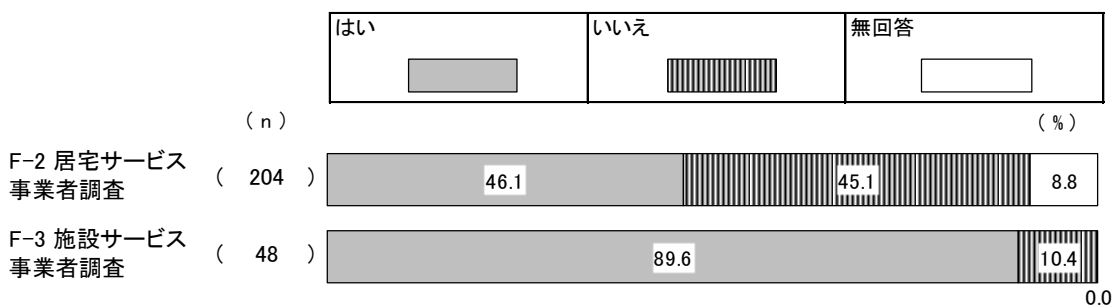
★重点

事業	内容			
資質向上型地域ケア会議の開催	ケアマネジャーの資質向上をはかるために個別事例についてのケアプランの検討を行う地域ケア会議を日常生活圏域ごとに開催するとともに、個別事例について多職種により検討することによって、適切で効果的なケアプランの作成につなげていきます。			
3年間の事業目標 (計画) <開催回数>	令和2年度 (2020) 実績値	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
	—	6回	6回	6回
参考指標	・延べ参加者数			

(3)介護人材の確保

- 知識や経験の豊富な介護福祉士等の有資格者の確保や定着を図るため、介護事業者の雇用支援策を引き続き推進していきます。
- 区内介護事業所における介護職員不足に対応するため、介護職員初任者研修の受講に加えて、介護事業所に就職するまでをあっせんする介護人材確保支援事業を実施するほか、合同就職相談・面接会の開催や宿舍借上支援事業などにより、介護職員の確保・育成・定着につなげていきます。
- 介護人材の確保に向けた国による処遇改善や、国および都の復職・再就職支援、働きやすい環境の整備、介護の仕事の魅力向上、外国人介護人材の受入れ環境の整備、ロボットの活用などを注視しつつ、人材不足への総合的な対策を推進していきます。
- 区内介護事業所に対して、ＩＣＴ導入を働きかけるとともに、事業者支援関連システム（ケア倶楽部）を活用するなど、介護現場の業務効率化を支援していきます。
- 介護予防・日常生活支援総合事業における基準緩和型サービスや住民主体のサービスについて、ニーズに応じられるよう、適切な基準やサービスのあり方を検討していきます。また、生活支援コーディネーターと連携し、生活支援サービス体制の充実を図っていきます。

問：介護職員の不足を感じることがありますか。



●施設サービスでは回答事業所の約9割が職員の不足を感じている。

資料：中央区「居宅サービス事業者調査」(令和元年度)
中央区「施設サービス事業者調査」(令和元年度)

【施策を推進する主な事業】

	事業	内容
①	介護職合同就職相談・面接会 ★重点	ハローワーク飯田橋および東京都福祉人材センターの協力により、相談・面接会に参加する区内介護事業所の企業ＰＲと就職相談および採用面接を同日に行う合同就職相談・面接会を開催しています。
②	介護人材確保支援事業 ★重点	介護職への就労希望者に対し、介護職初任者研修およびキャリアカウンセリングなどの就職対策研修を実施するとともに、区内介護事業所に対しても、就労希望者の受入れをサポートし、その上で、両者をマッチングさせることで、事業所が介護職への就労希望者を雇用できるよう支援しています。

	事業	内容
③	介護職員等宿舎借上支援事業 ★重点	区内介護事業所が介護職員などのために借り上げた社宅利用型借上住宅使用料の一部を補助しています。
④	介護事業所の雇用・育成支援	東京都が実施している介護人材の確保・育成・定着に向けた総合的な取組の周知啓発を行っています。また、外国人材の受入れ環境整備および職場環境の改善などへの東京都の支援事業を事業者支援関連システム（ケア倶楽部）で周知しています。
⑤	I C Tの利用促進	区内介護事業所に対して、助成制度を活用し I C T 導入を働きかけるとともに、事業者支援関連システム（ケア倶楽部）で情報を共有することで、ペーパーレス化を進めるなど、介護現場の業務効率化を図ります。
⑥	介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）における担い手の育成支援	区独自で緩和した人員基準による予防生活援助サービスの従業者研修について、区ホームページや区施設でのチラシ配布など周知に積極的に取り組み、実施することで総合事業の担い手となりたい人の発掘・育成を支援します。
⑦	生活支援コーディネーターによる取組の充実 （住民参加による支え合いの体制づくり） 【再掲】	生活支援コーディネーターを配置し、高齢者に対する生活支援・介護予防サービスの充実を図り、高齢者が孤立せず地域で支え合える体制づくりを推進しています。
⑧	地域支えあいづくり協議体・支えあいのまちづくり協議体の活用 （住民参加による支え合いの体制づくり） 【再掲】	生活支援コーディネーターや関係機関等が定期的に情報共有及び連携強化等を目的とした協議体を開催し、地域の支え合いの体制づくりに活用していきます。 また、転入等により新しい地域で暮らす高齢者が地域とつながるきっかけづくりなど協議体で出された課題の解決に向けて取り組んでいます。

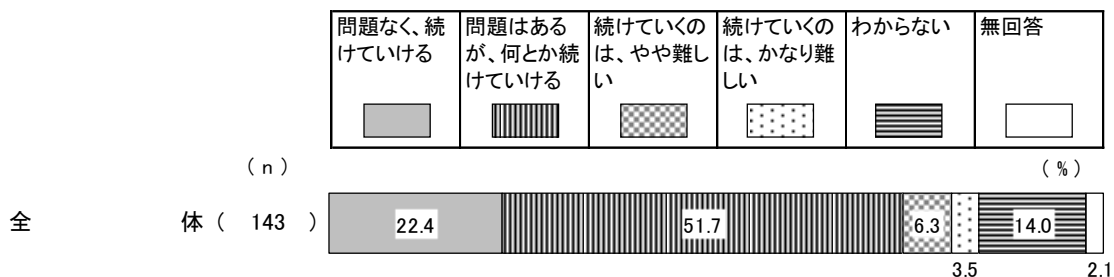
★重点

事業	内容			
区独自の「介護事業所の雇用・育成支援」の実施	区内介護事業者における介護職員不足に対応するため、介護職員初任者研修の受講に加えて、介護事業所に就職するまでをあっせんする介護人材確保支援事業を実施するほか、合同就職相談・面接会の開催や宿舎借上支援事業などにより、新たな介護職員の雇用の創出・定着につなげていきます。			
3年間の事業目標 （計画） <雇用人数>	令和2年度 （2020） 実績値	令和3年度 （2021）	令和4年度 （2022）	令和5年度 （2023）
	—	20人	25人	30人
参考指標	・参加者数 ・参加事業者数 ・宿舎借り上げ数			

(4) 家族介護者等への支援

- 特別養護老人ホームの人材や施設の設備・福祉用具等を活用した「介護者教室・交流会」の開催等により、家族介護者等への支援の充実を図ります。
- 「介護離職ゼロ」の実現に向けて、仕事と介護の両立に向けたセミナー、介護に関する講座等について、就労している介護者や区内企業等に向けて、積極的に情報を発信していきます。
- 身近な相談機関であるおとしより相談センターに、家族等が介護の悩みや不安などを気軽に相談できるよう、より一層の周知啓発を図ります。
- 高齢者本人や家族等が希望に沿った介護事業者を見つけられるよう、介護事業者情報検索システム（けあプロ・NAV I）等により、介護事業者情報を提供していきます。
- 地域のレスパイト拠点としての機能をもつショートステイを提供することで、介護をしている家族の身体的・精神的負担の軽減を図ります。
- 無理なく在宅介護を続けられるよう、緊急時に対応する緊急ショートステイやミドルステイなどによる切れ目のない支援を推進していきます。

問：主な介護者の方は、今後も働きながら介護を続けていけそうですか。



- 「問題はあるが、何とか続けていける」が最も多い。

資料：中央区「在宅介護実態調査」（令和元年度）

【施策を推進する主な事業】

	事 業	内 容
①	「介護者教室・交流会」の開催	介護する家族等を対象に、介護の知識・技術の習得を支援するとともに、介護者が抱える悩みの共有や情報交換の場を提供しています。
②	就労介護者等を対象とした支援	介護をしながら仕事をしている方を対象に、セミナーや介護に関する講座を開催することで、仕事や介護の両立を支援しています。
③	介護事業者情報の提供	令和元年度から介護事業者情報検索システム「けあプロ・NAV I」を導入し、高齢者本人や家族等が、居住地域やサービスの種類などにより、希望にあった介護事業者を検索できるよう支援しています。
④	おとしより介護応援手当	在宅で生活している寝たきりまたは認知症の高齢者に手当を支給することにより、在宅における日常生活を支援しています。

	事業	内容
⑤	介護者慰労事業	寝たきりや認知症の高齢者を日常在宅で介護している家族に、食事券やマッサージ券などとして利用できる慰労券を支給しています。
⑥	ショートステイ（短期入所生活介護）サービスの提供【再掲】	在宅で生活する要介護者とその家族支援を拡充するため、特別養護老人ホームに短期間入所して日常生活の世話や機能訓練を受けるショートステイサービス（7事業所 65床）を提供しています。
⑦	緊急ショートステイ・ミドルステイサービスの提供【再掲】	介護者が入院するなどの緊急時に利用できる緊急ショートステイおよび要介護度4, 5で特別養護老人ホームの申込者が利用できるミドルステイサービスを提供しています。

写真

目標 6 安心して生活できる

住まいの確保を支援します

現状と課題

ライフスタイルの変化に伴い、高齢者が住み慣れた地域で、安心して生涯を通じて住み続けられるような住まいの確保への取組が求められています。区の調査¹⁰では介護が必要になっても「自宅で暮らしたい」と考える高齢者が多数いる一方で、高齢者向け住宅や介護施設への入居や入所を希望する高齢者も一定の割合を占めています。

住宅・住環境施策の方向性を示した「中央区住宅マスタープラン」では、高齢者に対応した住宅の確保、住宅セーフティネット機能の充実などを施策の柱とし、誰もが安心して住み続けられる魅力的な都心居住環境の整備を推進していくとしています。

高齢者の多様な生活様式を考慮すると、現在の住まいに改修等を行いながら住環境を整えていくことができるサービスの充実を図るとともに、ライフステージやライフスタイルに合わせ住まいを選択・確保できるようにすることが求められています。

これまで、地価の高い都心部において用地の確保が困難な中、シルバーピアなどの区立住宅、民間事業者による高齢者向け優良賃貸住宅やサービス付き高齢者向け住宅の整備促進を図ってきました。また、在宅生活が困難になった高齢者や一人暮らしの認知症高齢者のセーフティネットとして、特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホーム、在宅介護を支えるために「通い」「訪問」「宿泊」を組み合わせた小規模多機能型居宅介護事業所やショートステイを整備してきました。地域密着型特別養護老人ホームについては、令和3年3月に桜川敬老館等複合施設内に開設することで、区内日常生活圏域3地域に整備することができました。

今後は人口動向や区民ニーズ、各施設の利用率を的確に見極めながら、再開発や区施設の改築の機会を捉えた住宅の確保や施設の整備を推進するなど、高齢者が安心して住み続けられるまちの実現に向け、総合的に住環境や生活環境の整備を推進していくことが重要です。

¹⁰ 中央区「高齢者の生活実態調査」（令和元年度）問40

施策の方向性

(1) 安心・安全な住まいの整備促進

- サービス付き高齢者向け住宅や優良賃貸住宅など高齢者の住まいの確保について、現在の利用状況、高齢者人口および需要の推移を踏まえて開発事業者等に働きかけを行い、ニーズに応じた供給誘導を促進していきます。
- 特別養護老人ホームや在宅生活が困難になった認知症高齢者のセーフティネットである認知症高齢者グループホームなどの施設整備については、民間事業者による整備を誘導していきます。

【施策を推進する主な事業】

	事業	内容
①	区立住宅等の管理運営	住宅に困窮している区民の生活と福祉の向上を目的として、区立・区営住宅、借上住宅の管理運営をしています。とりわけ、高齢者に対しては、その特性に配慮し自立した生活を支援するため、安全で利便性の高い構造や設備を備え、生活の援助と緊急時の対応を行う生活協力員を配置した住宅（シルバーピア）の管理運営をしています。
②	高齢者向け優良賃貸住宅の供給誘導	土地所有者や開発事業者等に働きかけを行い、段差解消、手すりや緊急通報システムの設置など高齢者が安心・安全に生活できるよう配慮した高齢者向け優良賃貸住宅の供給を誘導しています。
③	サービス付き高齢者向け住宅の供給誘導	土地所有者や開発事業者等に働きかけを行い、段差解消、手すりや緊急通報システムの設置など高齢者が安心・安全に生活できるよう配慮したサービス付き高齢者向け住宅の供給を誘導しています。
④	認知症高齢者グループホーム等の供給誘導 ★重点	認知症高齢者グループホームや特別養護老人ホーム、介護老人保健施設などの施設サービスや、看護小規模多機能型居宅介護などについては、 各施設の利用状況や入所申込状況を見極めながら、民間事業者の供給を誘導しています。
⑤	高齢者の入居を拒まない賃貸住宅の登録等の促進	東京都や住宅関連団体等と連携して、賃貸住宅の家主に対して、住宅確保要配慮者（高齢者など、住宅の確保に特に配慮を必要とする方）向け賃貸住宅登録制度の情報提供を行うとともに、住宅確保要配慮者が円滑に賃貸住宅へ入居ができるよう、情報登録閲覧制度により広く情報提供を行っています。

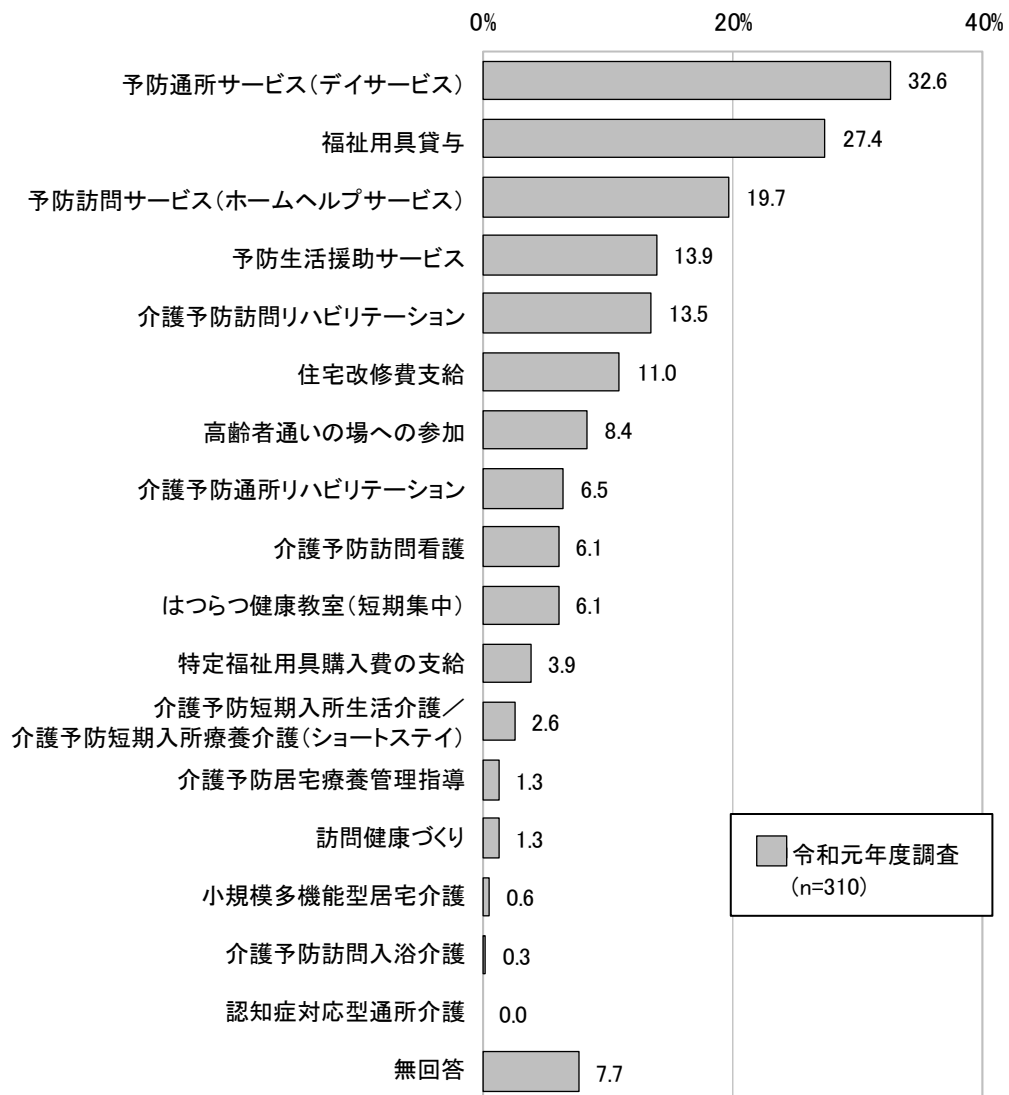
★重点

事業	内容			
認知症高齢者グループホーム等の供給誘導	認知症高齢者グループホームや特別養護老人ホーム、介護老人保健施設などの施設サービスや、看護小規模多機能型居宅介護などについては、地域の人口動向や区民ニーズを的確に見極めた上で、再開発や既存施設の転用などの機会を捉えながら、民間活力を活用し供給を誘導していきます。			
3年間の事業目標 (計画)	令和2年度 (2020) 実績値	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
	—	供給誘導	供給誘導	供給誘導
参考指標	・施設利用状況 ・入所申込状況等			

(2) 快適な住まいと住環境を確保するための支援

- 家族構成や身体状況の変化に伴い、住まいの住み替えが必要となる場合などにおいて、自ら住宅を確保することが困難な高齢者等を対象に、賃貸住宅への住み替えを引き続き支援していきます。
- 介護保険では提供されない住宅設備改善費の助成や専用機器の設置による居住支援により、在宅生活の継続を支える暮らしやすい居住環境の整備を支援していきます。

問：利用している介護予防のサービスは何ですか。【複数回答】



- 「住宅改修費支給」が6番目に多い。

資料：中央区「健康づくりと介護予防に関する調査」(令和元年度)

【施策を推進する主な事業】

	事業	内 容
①	住み替え相談	自ら住宅を確保することが困難な高齢者等を対象に、（公社）東京都宅地建物取引業協会の協力を得て、民間賃貸住宅への住み替えや公共住宅についての案内などを行っています。
②	高齢者の住み替え支援制度の一部費用助成による活用促進	身元引受人や連帯保証人が見つからない高齢者等のための「あんしん居住制度」および「家賃債務保証制度」の活用促進を図るため、制度を利用した場合の一部費用を助成しています。
③	住宅設備改善給付	在宅生活を支援するため、介護予防や自立支援の観点から、転倒予防や介護の軽減につながる住宅改修（手すりの取付やトイレの洋式化等）を必要とする場合の住宅設備改善費の給付を行っています。また、身体の状態に合った住宅設備改善を実施するため、専門家による相談や助言を行います。
④	緊急通報システムの設置	一人暮らし高齢者等の自宅に緊急通報機器を設置しています。急病などの緊急時にボタン一つで民間事業者の受信センターに通報され、警備会社の現場派遣員と消防による救助を受けることができるサービスを提供しています。
⑤	家具類転倒防止器具の設置【再掲】	緊急時の対応が困難な高齢者を対象に、地震による家具類の転倒を防止するため、器具を取り付けるサービスを提供しています。
⑥	耐震補強等のための支援	住宅の耐震診断や耐震補強工事に対する助成などを行っています。また、耐震補強など、住宅の修繕をしようとする方が、必要な資金を調達することが困難な場合、融資が行われるよう取扱金融機関にあっせんしています。

(参考1) 区内介護施設等の整備状況

区分	地域	施設・事業所名	定員等	(備考)
施設・居住系サービス	特別養護老人ホーム		271	
	① 京橋	マイホーム新川	80	
	② 京橋	新とみ	40	
	③ 月島	マイホームはるみ	106	
	④ 月島	晴海苑	45	
	介護老人保健施設		80	
	① 京橋	リハポート明石	80	
	地域密着型特別養護老人ホーム		87	
	⑤ 京橋	桜川地域密着型特別養護老人ホーム(仮称)	29	
	⑥ 日本橋	ケアサポートセンター十思	29	
	⑦ 月島	ケアサポートセンターつきしま	29	
	認知症高齢者グループホーム		81	
	① 京橋	優つくり村中央湊	18	
	② 京橋	桜川認知症高齢者グループホーム(仮称)	18	
	③ 日本橋	グループホーム人形町	18	
	④ 月島	グループホームあいおい	18	
	⑤ 月島	グループホーム晴海苑	9	
	特定施設(介護付き有料老人ホーム)		450	
	① 京橋	サニーパレス京橋	65	介護専用型
	② 日本橋	グッドタイムナーシングホーム・日本橋	87	混合型
	③ 月島	サンシティ銀座EAST	100	混合型
	④ 月島	ケアハウスあいおい(要介護棟)	48	混合型
	⑤ 月島	ニチイホーム勝どき	100	混合型
	⑥ 月島	(仮称)晴海五丁目ケアレジデンス	50	混合型
在宅サービス	小規模多機能型居宅介護		79	
	① 京橋	優つくり村中央湊	25	宿泊定員7人
	② 日本橋	ケアサポートセンター十思	25	宿泊定員9人
	③ 月島	ココファン勝どき	29	宿泊定員7人
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護			
	1 京橋	グッドライフケア24		
	2 月島	定期巡回ステーションあいおい		
	夜間対応型訪問介護			
	1 京橋	新川訪問介護ステーション		
	2 京橋	グッドライフケア24		
	認知症対応型通所介護		36	
	1 京橋	高齢者在宅サービスセンターマイホーム新川	12	
	2 月島	高齢者在宅サービスセンターマイホームはるみ	12	
	3 月島	デイサービスセンター晴海苑	12	
	短期入所生活介護(ショートステイ)		65	
	1 京橋	マイホーム新川	8	
	2 京橋	新とみ	6	
	3 京橋	桜川地域密着型特別養護老人ホーム(仮称)	8	
	4 日本橋	ケアサポートセンター十思	8	
	5 月島	マイホームはるみ	11	
	6 月島	晴海苑	18	
	7 月島	ケアサポートセンターつきしま	6	
	短期入所療養介護(ショートステイ)		20	
	1 京橋	リハポート明石	20	

(参考2) 区内高齢者住宅の整備状況

区分	地域	住宅名	戸数	(備考)
区立高齢者住宅(シルバーピア)			82	
1	京橋	築地あかつき高齢者住宅	23	
2	日本橋	堀留町高齢者住宅	30	
3	月島	晴海ガーデンコート	29	
高齢者向け優良賃貸住宅			75	
1	京橋	こもれび銀座一丁目	31	
2	日本橋	パークビュー浜町	13	
3	日本橋	Y・S日本橋浜町	17	
4	月島	イヨソ88	14	
サービス付き高齢者向け住宅			254	
1	月島	ココファン勝どき	34	
2	月島	グランドマスト勝どき	62	
3	月島	(仮称)晴海五丁目シニアレジデンス	158	
ケアハウス(軽費老人ホーム)			32	
1	月島	ケアハウスあいおい(自立棟)	32	

日常生活圏域における高齢者関係施設等の位置図

